

2 日 獣 発 第 154 号

令和 2 年 10 月 16 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会 長 藏 内 勇 夫

(公印及び契印の押印は省略)

**家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する
各種様式について**

このことについて、令和 2 年 9 月 29 日付け 2 消安第 2846 号をもって、
農林水産省消費・安全局長から、別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種
様式について定めることとし、生産現場において飼養衛生管理指導等指
針、飼養衛生管理指導等計画及び、別添の通知を総合的に活用すること
で、効率的に現場指導を実践するよう都道府県に通知したことについて
周知を依頼されたものです。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

本件のお問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会

事業担当：蓑島

TEL 03-3475-1601

2 消 安 第 2846 号
令和 2 年 9 月 29 日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局長



家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について

このことについて、別添のとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御了知の上、飼養衛生管理基準の遵守の指導につき御協力方よろしくお願いします。



2 消安第 2846 号
令和 2 年 9 月 29 日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について

日頃から、家畜衛生の推進に御尽力いただき誠に感謝申し上げます。

本年 4 月 3 日に家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 16 号。以下「改正法」という。）が公布され、都道府県は、国が定める飼養衛生管理指導等指針（以下「指導指針」という。）に即して、飼養衛生管理指導等計画（以下「指導計画」という。）を定めることとなりました。

このことを受け、「飼養衛生管理指導等指針及び飼養衛生管理指導等計画の策定について」（令和 2 年 8 月 11 日付け 2 消安第 2109 号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）により、指導指針の案を示すとともに、貴都道府県には、指導計画の策定を依頼したところです。

また、飼養衛生管理基準についても、6 月 30 日に新たな飼養衛生管理基準（以下「新基準」という。）が公布されており、新基準については、豚及びいのししの新基準が先行して 7 月 1 日から施行されるとともに、その他の畜種の新基準は 10 月 1 日から施行されることとなっています。

これらの状況を踏まえ、家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について、下記により定めることとしたので、生産現場での指導に当たっては、指導指針、指導計画及び本通知を総合的に活用し、効率的に実践するよう特段の御配慮をお願いします。

記

1 家畜の所有者から都道府県への報告様式

改正法による改正後の家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号。以下「法」という。）及び新基準の内容に合わせ、法第 12 条の 4 第 1 項に基づき、毎年、家畜の所有者が都道府県知事に行くこととされている、「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する定期の報告様式」（以下「定期報告様式」という。）を別添 1 のとおり改訂します。

今回の定期報告様式の改訂に当たっては、家畜の所有者等の飼養衛生管理基準に対する理解の進展を図ること、並びに①家畜の所有者等による自己点検及び改善計画の策定、②家畜防疫員による確認及び指導、③家畜防疫員による改善指導内容の飼養衛生管理マニュアルへの反映、④家畜の所有者等による指導内容の実践、といった一連の流れを関係者間で共有可能とすることを目的に、これまで別途作成していた家畜防疫員による確認様式と一元化しました。

定期報告様式は、農林水産省ウェブサイト（※１）に掲載しているので、家畜の所有者、畜産関係者等へ周知をお願いします。

2 都道府県から国への報告様式

指導指針の第三章のⅢの（２）に規定する前年度の指導計画の実施状況、その年の家畜の飼養衛生管理の状況及び家畜防疫員の確保状況並びに（３）に規定する指導、助言、勧告及び命令の実施状況の報告については、別添２の様式により実施するようお願いします（※２）。なお、家畜の飼養衛生管理の状況は、単に定期報告の内容を取りまとめるものではなく、前述の①から④までの取組を実践した上で、最新の状況を反映したものとしてください。

また、指導指針の第三章のⅢの（３）に規定する指導、助言、勧告及び命令の実施状況の報告については、四半期ごとに報告することとされています。当該報告に当たっては、毎年１月、４月、７月及び１０月末日までに、報告日を含む過去３か月間の実施状況を御報告ください。なお、命令違反者の公表に当たっては、同様に別添２の様式により速やかに御報告をお願いします（※２）。

別添２により御提出いただいた内容は、法第１２条の７に基づき、農林水産省のウェブサイト（※１）で公表するので、日々の指導及び次回の指導計画策定の参考としてください。

本通知の発出をもって、①「家畜伝染病予防法の改正に伴う飼養衛生管理基準の遵守に係る是正措置の拡充及び飼養衛生管理基準の改正を踏まえた遵守指導の徹底について」（令和２年４月１７日付け２消安第３２４号農林水産省消費・安全局長通知）、②「飼養衛生管理基準遵守指導の手引き及び飼養衛生管理基準遵守状況チェック表の改訂について」（令和２年４月１７日付け２消安第３２５号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）、③「飼養衛生管理基準の遵守指導強化について（技術的助言）」（平成３１年４月１９日付け３１消安第３６１号農林水産省消費・安全局長通知）、④「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等の公表のための報告について」（平成２９年３月１０日付け２８消安第５４２６号農林水産省消費・安全局長通知）及び⑤「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針及び高病原性鳥インフルエンザ等に関する特定家畜伝染病防疫指針等に基づく立入検査の実施について」（平成２９年２月１日付け２８消安第４７６０号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）は、廃止します。

※1 農林水産省ウェブサイトのURL

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html

※2 報告先

農林水産省消費・安全局動物衛生課国内防疫対策室病原体管理班

Email : siyoueiseikanri@maff.go.jp

T E L : 03-6744-7144

写

2 消 安 第 2846 号
令和 2 年 9 月 29 日

畜産関係団体の長 殿

農林水産省消費・安全局長

家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について

このことについて、別添のとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御了知の上、飼養衛生管理基準の遵守の指導につき御協力方よろしく申し上げます。

様式（家畜伝染病予防法施行規則第21条の6 関係）

定期報告書

令和 年 月 日

都道府県知事 殿

住 所
農場名〔 法人の場合には、その名称 〕
電話番号 — —

家畜伝染病予防法第12条の4 第1項の規定により、以下のとおり報告します。

1. 基本情報

家畜の所有者の氏名又は名称	
家畜の所有者の住所	郵便番号 —
家畜の所有者の連絡先	電話番号 : ファクシミリ番号 : 電子メールアドレス :
飼養衛生管理者の氏名	
飼養衛生管理者の住所	郵便番号 —
飼養衛生管理者の連絡先	電話番号 : ファクシミリ番号 : 電子メールアドレス :
飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所	郵便番号 —

家畜の種類 及び頭羽数	乳用雌牛	成牛	育成牛	子牛		
		頭	頭	頭		
	肥育牛 (乳用種の雄牛 及び交雑種の牛 を除く。)	成牛 (肥育後期の牛)	肥育前期の牛	育成牛	子牛	
		頭	頭	頭	頭	
	肥育牛 (乳用種の雄牛 及び交雑種の牛 に限る。)	成牛 (肥育後期の牛)	肥育前期の牛	育成牛	子牛	
		頭	頭	頭	頭	
	肉用繁殖牛	成牛 (雄)	成牛 (雌)	育成牛	子牛	
		頭	頭	頭	頭	
	豚	肥育豚 (子豚を除く。)	繁殖豚			子豚
			雄豚	母豚	育成豚	
		頭	頭	頭	頭	頭
	鶏	採卵鶏		肉用鶏		
		成鶏	育成鶏			
		羽	羽	羽		
馬その他	馬	(その他)	(その他)	(その他)	(その他)	
	頭	頭(羽)	頭(羽)	頭(羽)	頭(羽)	
畜舎等の数		畜舎	舎	ふ卵舎	舎	

- 注意 1 本報告書は、農場ごとに、家畜の所有者（当該所有者以外に家畜伝染病予防法第3条の管理者がある場合にあっては、当該管理者。以下この1において同じ。）が作成し、提出すること。なお、作成に当たって、所有者以外に家畜伝染病予防法第12条の3の2の飼養衛生管理者がある場合にあっては、当該飼養衛生管理者に作成させることができる。
- 2 家畜の所有者が自ら飼養衛生管理者となる場合については、「飼養衛生管理者の氏名」欄に「同上」と記載すること。この場合、「飼養衛生管理者の住所」欄、「飼養衛生管理者の連絡先」欄及び「飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所」欄の記載は要さない。
- 3 衛生管理区域ごとに「飼養衛生管理者の氏名」欄、「飼養衛生管理者の住所」欄、「飼養衛生管理者の連絡先」欄及び「飼養衛生管理者が管理する衛生管理区域の住所」欄をそれぞれ記載すること。
- 4 報告の期日等について
- (1) 報告事項は、その年の2月1日時点のものとすること。
- (2) 報告書の提出期限は、
- イ 牛・水牛・鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合は、毎年4月15日
- ロ 鶏・あひる・うずら・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合は、毎年6月15日
- 5 家畜の飼養頭羽数については、その年の2月1日時点において、同日前に家畜の出荷又は移動を行ったことにより、当該家畜の飼養頭羽数が通常よりも相当程度少ない場合にあっては、当該出荷又は移動を行った日の前日時点のものとすること。

- 6 「家畜の種類及び頭羽数」の欄における用語の意義は、次のとおりとする。
- (1) 「乳用雌牛」において、「成牛」とは月齢が満24月以上のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満24月未満のものをいい、「子牛」とは日齢が満10日以上で月齢が満4月未満のものをいう。
 - (2) 「肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛を除く。）」において、「成牛（肥育後期の牛）」とは月齢が満24月以上のものをいい、「肥育前期の牛」とは月齢が満9月以上満24月未満のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満9月未満のものをいい、「子牛」とは月齢が満4月未満のものをいう。
 - (3) 「肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。）」において、「成牛（肥育後期の牛）」とは月齢が満17月以上のものをいい、「肥育前期の牛」とは月齢が満7月以上満17月未満のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満7月未満のものをいい、「子牛」とは月齢が満4月未満のものをいう。
 - (4) 「肉用繁殖牛」において、「成牛」とは月齢が満24月以上のものをいい、「育成牛」とは月齢が満4月以上満24月未満のものをいい、「子牛」とは月齢が満4月未満のものをいう。
 - (5) 「子豚」とは、離乳した豚であって月齢が満3月未満のものをいう。
 - (6) 「繁殖豚」において、「雄豚」及び「雌豚」とは月齢が満12月以上のものをいい、「育成豚」とは月齢が満3月以上満12月未満のものをいう。
 - (7) 「採卵鶏」において、「成鶏」とは日齢が満150日以上のをいい、「育成鶏」とは日齢が満150日未満のものをいう。
- 7 「家畜の種類及び頭羽数」の「その他（ ）」の欄には、水牛、鹿、めん羊、山羊、いのしし、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥のうち、その種類ごとに該当するものを括弧内に記入の上、その頭数（羽数）を記入すること。
- 8 「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況」については、飼養する家畜の種類に対応する様式（1）から（4）までの間から選択し、記載すること。また、「飼養衛生管理基準遵守状況の添付資料一覧」に掲げた資料を添付すること。ただし、家畜伝染病予防法施行規則第21条の6において、報告事項が同条第1号、第2号及び第5号に掲げる事項に限定されている者（※）は、「1. 基本情報のうち、畜舎等の数」及び「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況」の報告並びに「添付書類」の提出は不要である。
- 9 報告いただいた家畜の所有者の氏名又は名称及び連絡先並びに飼養衛生管理者の氏名及び連絡先については、家畜衛生に関する情報の迅速な共有等を目的として、農林水産省に共有します。
また、法令に基づき農林水産省から家畜の所有者に関する情報についての報告を求められた場合には、報告いただいた内容の全部又は一部を同省に提供することがあります。
- ※ 家畜伝染病予防法施行規則第21条の6において、報告事項が同条第1号、第2号及び第5号に掲げる事項に限定されている者とは、次の各号に掲げる家畜の所有者について、それぞれ当該各号に定める頭羽数の家畜の所有者をいう。
- (1) 牛・水牛・馬の場合 1頭
 - (2) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 6頭未満
 - (3) 鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 100羽未満
 - (4) だちょうの場合 10羽未満

2. 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況

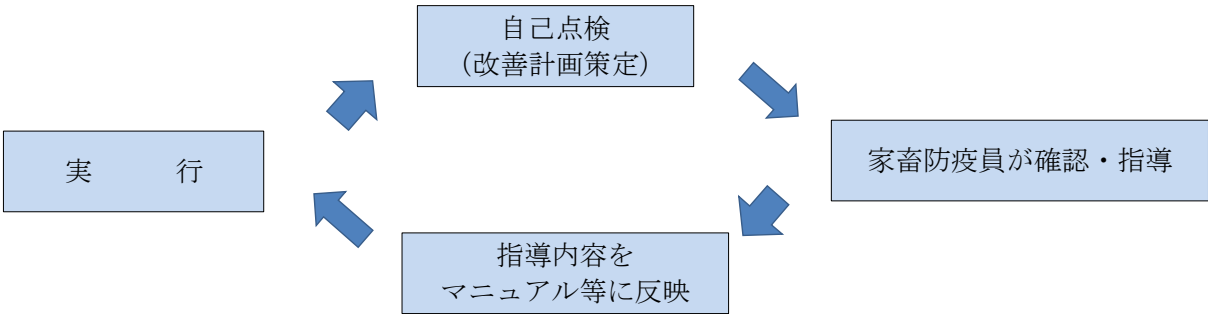
(1) 牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊の場合

※記載方法

- ・自らの農場に関する飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況について、自己点検を行うこと。
- ・1 から38までの各項目の設問に対し、自己点検の結果を元に「はい」、「いいえ」又は「該当しない」に丸を付けること。
- ・「記入欄」がある設問には、措置の状況を記載又は該当する事項に丸を付けること。
- ・「いいえ」と回答した項目については、記入欄に今後の改善方針を記載すること。

【 提出後の流れ ～改善に向けて～ 】

- ①家畜防疫員は、立入検査等により飼養衛生管理の状況を再確認し、家畜防疫員チェックボックスに「○」、「×」又は「－」（非該当）を記入する。
- ②改善が必要な項目については、家畜防疫員記入欄に改善指導の内容を記入し、家畜の所有者に提供する。
- ③改善指導があった場合、家畜の所有者は指導内容を飼養衛生管理マニュアルに反映させ、実行する。



●飼養衛生管理基準の構成について

飼養衛生管理基準は全38項目あり、各項目を取組の目的ごとに以下のⅠ～Ⅳに体系化しながら、分類している。

- Ⅰ 家畜防疫に関する基本的事項【項目1～12】
- Ⅱ 衛生管理区域への病原体の侵入防止【項目13～22】
- Ⅲ 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止【項目23～32】
- Ⅳ 衛生管理区域外への病原体の拡散防止【項目33～38】

【参考】農場の各施設において関係する項目とその項目が防除の対象とする感染源（一覧表）

感染源		対策の実施場所（衛生管理区域内）				
分類	種類（代表例）	境界		敷地	関連施設	畜舎
		入域時	出域時			
人	従業者、外部者	13 14 15 16	33			23 24
物品	車両、重機	17	34			26
	器具、機材	18 19	35 37	30	25	25 26
	飼料、敷料	20 21				20
野生動物	ねずみ、たぬき			30	27 28 29	27 28 29
	野鳥				27 28	27 28
	はえ、ダニ				27 29	27 29
飼養環境	土壌、粉塵			30	31	31
家畜	死体、排せつ物		36 37		27	27
	牛、水牛、鹿、めん羊、山羊	22	36 37 38			32 37 38

I 家畜防疫に関する基本事項				家畜防疫員 チェック ボックス
1 家畜の所有者の責務				
●関係法令を遵守している。	はい	いいえ		
記入欄 内容を理解している関係法令： ・家畜伝染病予防法 ・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 ・獣医師法 ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 ・水質汚濁防止法 ・悪臭防止法 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・牛海綿状脳症対策特別措置法 ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 ・化製場等に関する法律				
●農場の所在地で飼養されている家畜の所有者その他の畜産関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行っている。	はい	いいえ		
記入欄（はいの場合） 協力者：地域の他の家畜の所有者（飼養衛生管理者） 市町村 地域自衛防疫団体 その他（ ）				
●（所有者以外に飼養衛生管理者がある場合）飼養衛生管理者と常時連絡可能な体制を確保し、本基準に規定される取組について当該飼養衛生管理者に実施させている。	はい	いいえ	該当しない	
記入欄（はいの場合） 連絡体制：携帯電話 事務所電話 メール F A X その他（ ）				
記入欄（今後の改善方針）				
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）				
2 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践				
●家畜保健衛生所等から提供される情報を必ず確認している。	はい	いいえ		
記入欄（はいの場合） 情報の把握方法：メール 広報誌 F A X ウェブサイト その他（ ）				
●家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握している。	はい	いいえ		
記入欄（はいの場合） 情報の把握方法：講習会（ ） ウェブサイト その他（ ）				
●家畜防疫に関する最新情報を踏まえ、防疫体制を含めて、自らの農場の飼養衛生管理の状況を定期的に点検し改善を図っている。	はい	いいえ		
記入欄（はいの場合） 点検の頻度：年1回 半年に1回 月1回 週1回 その他（ ）				
●農場の最新の防疫体制を確認できるよう、衛生管理区域及び消毒設備等の衛生対策設備の設置箇所を明示した農場の平面図を作成し、備えている。 （要 資料添付）	はい	いいえ		
●家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従っている。	はい	いいえ		
記入欄（今後の改善方針）				
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）				

3 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底（令和4年2月施行）			
●必要事項を規定した飼養衛生管理マニュアルを獣医師等の専門家の意見を反映させて、作成している。	はい	いいえ	
記入欄（はいの場合） マニュアルの作成に当たり意見を求めた者：家畜防疫員 担当の獣医師 その他（ ）			
●従事者及び外部事業者が飼養衛生管理マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講じている。	はい	いいえ	
記入欄（はいの場合） 周知方法：冊子の配布 看板の設置 その他（ ）			
●家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者へ周知徹底している。	はい	いいえ	
記入欄（はいの場合） 周知方法：飼養衛生管理マニュアル メール 電話 印刷物 口頭周知 その他（ ）			
記入欄（今後の改善方針）			
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）			
4 記録の作成及び保管			
以下に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。			
●衛生管理区域に立ち入った者（※1）の氏名及び住所又は所属、衛生管理区域への立入りの年月日、その目的（※2）及び消毒の実施の有無（車両を入れる者にとっては、当該車両の消毒の有無を含む。）	はい	いいえ	
不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設（観光牧場等）において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒等、病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は記録は不要である。※1当該農場の従事者を除く。 ※2所属等からその目的が明らかな場合を除く。			
●消毒の実施の記録については、衛生管理区域の出入口等に台帳を設置し、確実に記録させている。	はい	いいえ	
●（衛生管理区域に立ち入った者が過去一週間以内に海外から入国、又は帰国した場合）過去一週間以内に滞在した全ての国又は地域の名称及び当該国又は地域における畜産関係施設等への立入りの有無	はい	いいえ	該当しない
●（従事者が海外に渡航した場合）滞在期間及び国又は地域の名称	はい	いいえ	該当しない
●導入した家畜の種類、頭数、健康状態、導入元の農場等の名称及び導入の年月日	はい	いいえ	該当しない
●出荷又は移動を行った家畜の種類、頭数、健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称及び出荷又は移動の年月日	はい	いいえ	該当しない
●飼養する家畜の頭数、月齢、異状の有無、異状がある場合にあっては、その症状並びに獣医師による診療結果及び投薬その他の処置の状況	はい	いいえ	
●家畜保健衛生所、担当獣医師等からの農場指導の内容及び指導年月日	はい	いいえ	
記入欄（今後の改善方針）			
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）			

5 通報ルールの作成等（大規模所有者のみ）		
飼養する家畜が特定症状を呈していることを従業員が発見したとき、当該家畜の所有者及び飼養衛生管理者の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底している。（要 資料添付）	はい	いいえ
記入欄（はいの場合） 周知方法：飼養衛生管理マニュアル 貼紙 その他（ ）		
記入欄（今後の改善方針）		
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）		
6 獣医師等の健康管理指導		
●家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている担当の獣医師又は診療施設を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から飼養する家畜の健康管理について指導を受けている。	はい	いいえ
記入欄（はいの場合） 担当の獣医師の氏名及び所属又は担当の診療施設の名称： 指導（立入）頻度：年1回 半年に1回 月1回 週1回 その他（ ）		
記入欄（今後の改善方針）		
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）		
7 家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備		
●野生動物が口蹄疫等の家畜伝染病に感染したことが確認されているなど、家畜伝染病の発生リスクが高まっているものとして農林水産大臣が指定する地域において追加措置を講ずることとなる以下の取組について、その内容を習熟している。	はい	いいえ
14 他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置 21 安全な資材の利用		
記入欄（はいの場合） 習熟・周知方法：手引き その他（ ）		
記入欄（今後の改善方針）		
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）		
8 衛生管理区域の設定		
●農場に病原体の侵入及びまん延の防止を重点的に行う区域として衛生管理区域を設定し、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の場所が明確に分かるようにしている。	はい	いいえ
記入欄（はいの場合） 衛生管理区域境界の明確化方法： 消石灰帯（幅 m） 柵 ロープ 三角コーン 垣根（プランター） その他（ ）		
●衛生管理区域は、畜舎、家畜に直接接触する物品の保管場所並びに家畜に直接触れた者が消毒並びに衣服及び靴の交換を行わずに行動する範囲の全てを網羅している。	はい	いいえ
※畜舎の他に、飼料給与、清掃、家畜の出荷及び死亡家畜の管理等の一連の作業に関連する農場内の敷地の全てを衛生管理区域とすること。		
●出入口の数を必要最小限とし、家畜、資材、死体等の持込み又は持出し場所を可能な限り衛生管理区域の境界に位置するよう設定している。	はい	いいえ
記入欄（今後の改善方針）		
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）		

9 放牧制限の準備（令和3年10月施行）			
●放牧の停止又は制限があった場合に備え、家畜を収容できる避難用の設備の確保又は出荷若しくは移動のための準備措置を講じている。		はい	いいえ 該当しない
記入欄（はいの場合） 避難用設備の確保の準備（具体的な内容： ） 出荷（事前協議： 済 ・ 調整中 ・ 未 ） 他地域への移動（事前協議： 済 ・ 調整中 ・ 未 、移動場所： ）			
記入欄（今後の改善方針）			
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）			
10 埋却等の準備			
●死体の処理に必要な埋却地の確保をしている、又は焼却若しくは化製のための準備措置を講じている。（要 資料添付）		はい	いいえ
記入欄（今後の改善方針）			
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）			
11 愛玩動物の飼育禁止			
衛生管理区域に愛玩動物を持込んでいない。また、衛生管理区域内で愛玩動物を飼育していない。 ※観光牧場等において、飼育場所を限定している場合は除く。		はい	いいえ
記入欄（今後の改善方針）			
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）			
12 密飼いの防止			
●家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養していない。（要 資料添付）		はい	いいえ
記入欄（今後の改善方針）			
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）			
II 衛生管理区域への病原体の侵入防止			
13 衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限			
●必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。さらに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするよう必要な措置を講じている。 ※不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設（観光牧場等）において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒等、病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りではない。		はい	いいえ
記入欄（はいの場合） 措置の内容：門 ロープ 立入禁止看板の設置 その他（ ）			
記入欄（今後の改善方針）			
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）			



14 他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置		
●当日に他の畜産関係施設等及び大臣指定地域に立ち入った者（※）並びに過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。	はい	いいえ
※農場の従事者、家畜防疫員、獣医師、家畜人工授精師、削蹄師、飼料運搬業者及び集乳業者等は除く。		
記入欄（今後の改善方針）		
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）		
15 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等		
●衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせている。	はい	いいえ
※立ち入る者が消毒機器を携行し、消毒している場合を除く。		
記入欄（はいの場合） 消毒設備：設置されたスプレー 衛生管理区域専用の手袋の着用 その他（ ）		
記入欄（今後の改善方針）		
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）		
16 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用		
●衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し、立ち入る者に対し、これらを着実に着用させている。	はい	いいえ
※立ち入る者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参し、当該衣服及び靴を着用する場合を除く。		
記入欄（はいの場合） 従業員用：専用作業着 防護服 専用靴 ブーツカバー その他（ ） 来場者用：専用作業着 防護服 専用靴 ブーツカバー その他（ ）		
●更衣による衛生管理区域への病原体の侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管している。さらに、更衣前後において利用する経路が交差しないよう一方通行とするなど必要な措置を講じている。	はい	いいえ
記入欄（はいの場合） 保管方法：屋内 屋外（専用保管箱） 屋外（ブルーシート等で被覆） その他（ ） 更衣による交差汚染を防止する措置の内容：		
●衣服及び靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行っている。	はい	いいえ
記入欄（今後の改善方針）		
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）		
17 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等		
●衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、車両の消毒をさせている。	はい	いいえ
※立ち入る者が消毒機器を携行し、当該機器を使用して消毒している場合を除く。		
記入欄（はいの場合） 消毒設備：ゲート式車両消毒装置 プール式車両消毒装置 動力噴霧器 蓄圧式噴霧器 消石灰帯（幅 m） その他（ ）		
●衛生管理区域に車両を入れる者に対し、当該農場専用のフロアマットの使用その他の方法により、車内における交差汚染を防止するための措置を講じている。	はい	いいえ
記入欄（はいの場合） 措置の内容：農場専用のフロアマットの設置 降車時にブーツカバーを使用 その他（ ）		
記入欄（今後の改善方針）		
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）		

18 他の畜産関係施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置				
●他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品は、原則、衛生管理区域内に持ち込んでいない。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講じている。	はい	いいえ	該当しない	
記入欄（はいの場合） 飼養衛生管理マニュアルへの記載の有無：あり なし 、持ち込みした回数： 回				
記入欄（今後の改善方針）				
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）				
19 海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置				
●過去四月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込んでいない。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講じている。	はい	いいえ	該当しない	
記入欄（はいの場合） 飼養衛生管理マニュアルへの記載の有無：あり なし 、持ち込みした回数： 回				
記入欄（今後の改善方針）				
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）				
20 飲用水の給与				
飼養する家畜には飲用に適した水を給与することとし、適さない水を給与する場合には、消毒して給与している。	はい	いいえ	該当しない	
記入欄 使用している飲用水：水道水 井戸水（異物混入：なし あり） 湧水（異物混入：なし あり） その他（ ） 水質検査：実施していない 実施している（年 回） 飲水消毒：実施していない 実施している				
記入欄（今後の改善方針）				
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）				
21 安全な資材の利用				
大臣指定地域において収穫された農産物等を自ら飼料、敷料等に利用する場合は、家畜保健衛生所に助言を求め、指導に従っている。	はい	いいえ	該当しない	
記入欄（はいの場合） 対象となる飼料、敷料等： 家畜防疫員の指導内容：加熱 消毒 一定期間の保管 その他（ ）				
記入欄（今後の改善方針）				
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）				
22 家畜を導入する際の健康観察等				
●他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元の農場等における家畜の伝染性疾患の発生状況、導入する家畜の健康状態の確認等を行い、健康な家畜を導入している。	はい	いいえ	該当しない	
●導入した家畜に家畜の伝染性疾患にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接触させないようにしている。	はい	いいえ	該当しない	
記入欄（はいの場合） 隔離方法：隔離畜舎 隔離畜房 その他（ ）				
記入欄（今後の改善方針）				
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）				

Ⅲ 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止			
23 畜舎に立ち入る者の手指消毒等			
●畜舎の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、畜舎に出入りする際に手指の洗浄及び消毒をさせている。	はい	いいえ	
記入欄（はいの場合） 消毒設備：設置されたスプレー 畜舎専用の手袋の着用 その他（ ） 記入欄（今後の改善方針）			
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）			
24 畜舎の入口における靴の交換又は消毒			
●畜舎ごとの専用の靴を設置し、畜舎に入る者に対し、これを着実に着用させている又は靴の消毒をさせている。	はい	いいえ	
記入欄（はいの場合） 従業員用：専用靴 ブーツカバー 踏込消毒槽 その他（ ） 来場者用：専用靴 ブーツカバー 踏込消毒槽 その他（ ）			
●靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行っている。	はい	いいえ	
記入欄（今後の改善方針） 家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）			
25 器具の定期的な清掃又は消毒等			
●飼養管理に使用する器具の清掃又は消毒を定期的に行っている。	はい	いいえ	
●注射針、人工授精用器具その他体液（生乳を除く。）が付着する物品を使用する際は、一頭ごとに交換又は消毒をしている。	はい	いいえ	該当しない
記入欄（今後の改善方針） 家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）			
26 畜舎外での病原体による汚染防止			
●家畜の飼養管理に必要なない物品を畜舎に持ち込んでいない。	はい	いいえ	
記入欄（今後の改善方針） 家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）			

27 野生動物の侵入防止のための死体の適正な保管

●家畜の死体を保管する場合には、その保管場所への野生動物の侵入を防止するための措置を講じている。	はい	いいえ	該当しない
--	----	-----	-------

■死体の保管場所の対策			
●死体の処理：化製処理	その他（		
●死体の保管			
なし	屋内保管（隙間：なし	あり（対策：	
		コンテナ	蓋付容器
ネット（網目：	cm、破損なし	あり（対策：	
ブルーシート	その他（		

記入欄 (今後の改善方針)

家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）

28 給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止

●畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講じている。	はい	いいえ
--	----	-----

記入欄 (今後の改善方針)

家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）

29 ねずみ及び害虫の駆除

●ねずみ及びはえ等の害虫の駆除を行うために殺そ剤及び殺虫剤の散布、粘着シートの設置その他の必要な措置を講じている。	はい	いいえ
---	----	-----

記入欄（はいの場合）
ねずみの駆除対策：殺鼠剤 粘着シート その他（ ）
害虫の駆除対策：殺虫剤 粘着シート アブトラップ その他（ ）

記入欄 (今後の改善方針)

家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）

30 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒

●衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくしている。	はい	いいえ
-------------------------------------	----	-----

●病原体が残存しないよう不要な資材等の処分、除草等を行うとともに、資材、機材等を整理整頓し、敷地を定期的に消毒している。	はい	いいえ
--	----	-----

記入欄
雑草等の除草の頻度：年1回 半年に1回 月1回 週1回 その他（ ）
整理整頓されていない資材等の有無：あり なし

記入欄 (今後の改善方針)

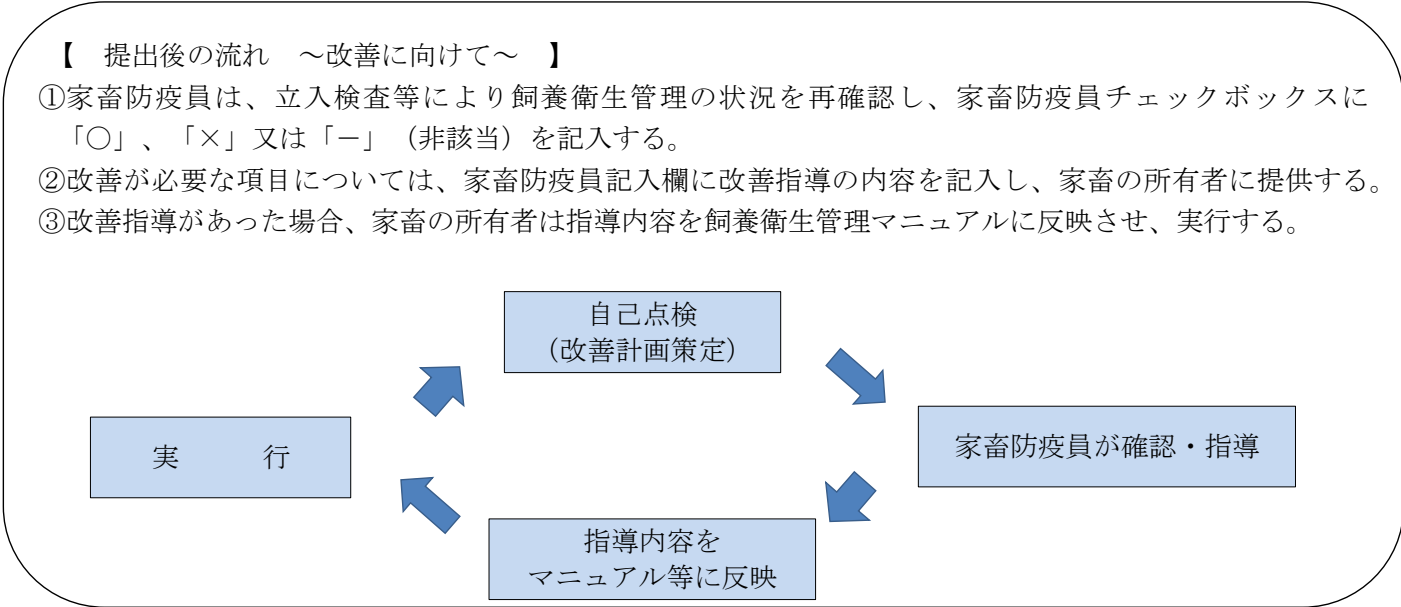
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）

31 畜舎等施設の清掃及び消毒					
●畜舎その他の衛生管理区域内にある施設を飼養衛生管理マニュアルに基づき定期的に清掃及び消毒している。		はい	いいえ		
記入欄（今後の改善方針）					
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）					
32 毎日の健康観察					
●毎日、飼養する家畜の健康観察（出生及び死亡の状況並びに異状の有無を含む。）を行っている。		はい	いいえ		
記入欄（今後の改善方針）					
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）					
IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止					
33 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等					
●衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、退出する者に対し手指の洗浄及び消毒をさせている。 ※退出する者が消毒機器を携行し、消毒している場合を除く。		はい	いいえ		
記入欄（はいの場合）※項目15 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等と同じ場合、記載不要 消毒設備：設置されたスプレー その他（ ）					
記入欄（今後の改善方針）					
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）					
34 衛生管理区域から退出する車両の消毒					
●衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、車両を出す者に対し車両の消毒をさせている。 ※退出する者が消毒機器を携行し、当該機器を使用し消毒している場合を除く。		はい	いいえ		
記入欄（はいの場合）※項目17 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等と同じ場合、記載不要 設置状況：ゲート式車両消毒装置 プール式車両消毒装置 動力噴霧器 蓄圧式噴霧器 消石灰帯（幅 m） その他（ ）					
記入欄（今後の改善方針）					
35 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等					
●家畜の排せつ物等の付着した又は付着したおそれのある物品を衛生管理区域から持ち出す場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講じている。		はい	いいえ	該当しない	
記入欄（今後の改善方針）					
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）					
36 家畜の出荷又は移動時の健康観察					
●家畜を出荷等により農場外へ移動させる場合には、家畜に付着した排せつ物等の汚れを取り除くとともに、移動の直前に当該家畜の健康状態を確認している。		はい	いいえ		
●家畜の死体又は排せつ物を移動させる場合には、漏出が生じないようにしている。		はい	いいえ		
記入欄（はいの場合） 漏出防止方法（死体）：屋根付きトラック 蓋付き容器 ブルーシート その他（ ） 漏出防止方法（排せつ物）：蓋付き容器 ブルーシート その他（ ）					
記入欄（今後の改善方針）					
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）					

[illegible]

2. 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況
(2) 豚及びいのししの場合

- ※記載方法
・自らの農場に関する飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況について、自己点検を行うこと。
・1 から40までの各項目の設問に対し、自己点検の結果を元に「はい」、「いいえ」又は「該当しない」に丸を付けること。
・「記入欄」がある設問には、措置の状況を記載又は該当する事項に丸を付けること。
・「いいえ」と回答した項目については、記入欄に今後の改善方針を記載すること。



●飼養衛生管理基準の構成について
飼養衛生管理基準は全40項目あり、各項目を取組の目的ごとに以下のⅠ～Ⅳに体系化しながら、分類している。

- Ⅰ 家畜防疫に関する基本的事項【項目1～12】
Ⅱ 衛生管理区域への病原体の侵入防止【項目13～24】
Ⅲ 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止【項目25～34】
Ⅳ 衛生管理区域外への病原体の拡散防止【項目35～40】

【参考】農場の各施設において関係する項目とその項目が防除の対象とする感染源（一覧表）

感染源		対策の実施場所（衛生管理区域内）				
分類	種類（代表例）	境界		敷地	関連施設	畜舎
		入域時	出域時			
人	従業者、外部者	13 14 15 16	35			25 26
物品	車両、重機	17	36			28
	器具、機材	18 19	37 39	32	27	27 28
	飼料、敷料	20 21 22				20
野生動物	野生いのしし	23				
	ねずみ、たぬき	23		32	29 30 31	29 30 31
	野鳥				29 30	29 30
	はえ、ダニ				29 31	29 31
飼養環境	土壌、粉塵			32	33	33
家畜	死体、排せつ物		38 39		29	29
	豚、いのしし	24	38 39 40		29	34 39 40

I 家畜防疫に関する基本事項				家畜防疫員 チェック ボックス
1 家畜の所有者の責務				
●関係法令を遵守している。	はい	いいえ		
記入欄 内容を理解している関係法令： ・家畜伝染病予防法 ・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 ・獣医師法 ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 ・水質汚濁防止法 ・悪臭防止法 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・化製場等に関する法律 ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律				
●農場の所在地で飼養されている家畜の所有者その他の畜産関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行っている。	はい	いいえ		
記入欄（はいの場合） 協力者：地域の他の家畜の所有者（飼養衛生管理者） 市町村 地域自衛防疫団体 その他（ ）				
●（所有者以外に飼養衛生管理者がある場合）飼養衛生管理者と常時連絡可能な体制を確保し、本基準に規定される取組について当該飼養衛生管理者に実施させている。	はい	いいえ	該当しない	
記入欄（はいの場合） 連絡体制：携帯電話 事務所電話 メール F A X その他（ ）				
記入欄（今後の改善方針）				
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）				
2 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践				
●家畜保健衛生所等から提供される情報を必ず確認している。	はい	いいえ		
記入欄（はいの場合） 情報の把握方法：メール 広報誌 F A X ウェブサイト その他（ ）				
●家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握している。	はい	いいえ		
記入欄（はいの場合） 情報の把握方法：講習会（ ） ウェブサイト その他（ ）				
●家畜防疫に関する最新情報を踏まえ、防疫体制を含めて、自らの農場の飼養衛生管理の状況を定期的に点検し改善を図っている。	はい	いいえ		
記入欄（はいの場合） 点検の頻度：年1回 半年に1回 月1回 週1回 その他（ ）				
●農場の最新の防疫体制を確認できるよう、衛生管理区域及び消毒設備等の衛生対策設備の設置箇所を明示した農場の平面図を作成し、備えている。 （要 資料添付）	はい	いいえ		
●家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従っている。	はい	いいえ		
記入欄（今後の改善方針）				
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）				

3 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底（令和3年4月施行）			
●必要事項を規定した飼養衛生管理マニュアルを獣医師等の専門家の意見を反映させて、作成している。	はい	いいえ	
記入欄（はいの場合） マニュアルの作成に当たり意見を求めた者：家畜防疫員 担当の獣医師 その他（ ）			
●従事者及び外部事業者が飼養衛生管理マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講じている。	はい	いいえ	
記入欄（はいの場合） 周知方法：冊子の配布 看板の設置 その他（ ）			
●家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者へ周知徹底している。	はい	いいえ	
記入欄（はいの場合） 周知方法：飼養衛生管理マニュアル メール 電話 印刷物 口頭周知 その他（ ）			
記入欄（今後の改善方針）			
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）			
4 記録の作成及び保管			
以下に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。			
●衛生管理区域に立ち入った者（※1）の氏名及び住所又は所属、衛生管理区域への立入りの年月日、その目的（※2）及び消毒の実施の有無（車両を入れる者にとっては、当該車両の消毒の有無を含む。）	はい	いいえ	
不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設（観光牧場等）において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒等、病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は記録は不要である。※1当該農場の従事者を除く。 ※2所属等からその目的が明らかな場合を除く。			
●消毒の実施の記録については、衛生管理区域の出入口等に台帳を設置し、確実に記録させている。	はい	いいえ	
●（衛生管理区域に立ち入った者が過去一週間以内に海外から入国、又は帰国した場合）過去一週間以内に滞在した全ての国又は地域の名称及び当該国又は地域における畜産関係施設等への立入りの有無	はい	いいえ	該当しない
●（従事者が海外に渡航した場合）滞在期間及び国又は地域の名称	はい	いいえ	該当しない
●導入した家畜の種類、頭数、健康状態、導入元の農場等の名称及び導入の年月日	はい	いいえ	該当しない
●出荷又は移動を行った家畜の種類、頭数、健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称及び出荷又は移動の年月日	はい	いいえ	該当しない
●飼養する家畜の頭数、月齢、異状の有無、異状がある場合にあっては、その症状並びに獣医師による診療結果及び投薬その他の処置の状況	はい	いいえ	
●家畜保健衛生所、担当獣医師等からの農場指導の内容及び指導年月日	はい	いいえ	
記入欄（今後の改善方針）			
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）			

5 通報ルールの作成等（大規模所有者のみ）		
飼養する家畜が特定症状を呈していることを従業員が発見したとき、当該家畜の所有者及び飼養衛生管理者の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底している。（要 資料添付）	はい	いいえ
記入欄（はいの場合） 周知方法：飼養衛生管理マニュアル 貼紙 その他（ ）		
記入欄（今後の改善方針）		
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）		
6 獣医師等の健康管理指導		
●家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている担当の獣医師又は診療施設を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から飼養する家畜の健康管理について指導を受けている。	はい	いいえ
記入欄（はいの場合） 担当の獣医師の氏名及び所属又は担当の診療施設の名称： 指導（立入）頻度：年1回 半年に1回 月1回 週1回 その他（ ）		
記入欄（今後の改善方針）		
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）		
7 家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備		
●野生動物が豚熱等の家畜伝染病に感染したことが確認されているなど、家畜伝染病の発生リスクが高まっているものとして農林水産大臣が指定する地域において追加措置を講ずることとなる以下の取組について、その内容を習熟している。	はい	いいえ
14 他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置 22 安全な資材の利用 26 畜舎ごと専用の衣服及び靴の設置及び使用 28 畜舎外での病原体による汚染防止 29 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕並びに大臣指定地域における放牧場の取組		
記入欄（はいの場合） 習熟・周知方法：手引き その他（ ）		
記入欄（今後の改善方針）		
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）		

8 衛生管理区域の設定				
●農場に病原体の侵入及びまん延の防止を重点的に行う区域として衛生管理区域を設定し、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の場所が明確に分かるようにしている。		はい	いいえ	
記入欄（はいの場合） 衛生管理区域境界の明確化方法： 電気柵（破損：なし あり、漏電：なし あり、 高さ：1段 cm、2段 cm、3段 cm） ワイヤーメッシュ（破損：なし あり、下の隙間：なし あり、高さ cm） 消石灰帯（幅 m）柵 ロープ 三角コーン 垣根（プランター） その他（ ）				
●衛生管理区域は、畜舎、家畜に直接接触する物品の保管場所並びに家畜に直接接触した者が消毒並びに衣服及び靴の交換を行わずに行動する範囲の全てを網羅している。		はい	いいえ	
※畜舎の他に、飼料給与、清掃、家畜の出荷及び死亡家畜の管理等の一連の作業に関連する農場内の敷地の全てを衛生管理区域とすること。				
●出入口の数を必要最小限とし、家畜、資材、死体等の持込み又は持出し場所を可能な限り衛生管理区域の境界に位置するよう設定している。		はい	いいえ	
記入欄（今後の改善方針）				
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）				
9 放牧制限の準備（令和3年4月施行）				
●放牧の停止又は制限があった場合に備え、家畜を収容できる避難用の設備の確保又は出荷若しくは移動のための準備措置を講じている。		はい	いいえ	該当しない
記入欄（はいの場合） 避難用設備の確保の準備（具体的な内容： ） 出荷（事前協議： 済 ・ 調整中 ・ 未 ） 他地域への移動（事前協議： 済 ・ 調整中 ・ 未 、移動場所： ）				
記入欄（今後の改善方針）				
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）				
10 埋却等の準備				
●死体の処理に必要な埋却地の確保をしている、又は焼却若しくは化製のための準備措置を講じている。（要 資料添付）		はい	いいえ	
記入欄（今後の改善方針）				
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）				
11 愛玩動物の飼育禁止				
衛生管理区域に愛玩動物を持込んでいない。また、衛生管理区域内で愛玩動物を飼育していない。 ※観光牧場等において、飼育場所を限定している場合は除く。		はい	いいえ	
記入欄（今後の改善方針）				
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）				

12 密飼いの防止			
●家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養していない。 （要 資料添付）	はい	いいえ	
記入欄（今後の改善方針）			
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）			
II 衛生管理区域への病原体の侵入防止			
13 衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限			
●必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。さらに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするよう必要な措置を講じている。	はい	いいえ	
※不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設（観光牧場等）において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒等、病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りではない。			
記入欄（はいの場合） 措置の内容：門 ロープ 立入禁止看板の設置 その他（ ）			
記入欄（今後の改善方針）			
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）			
14 他の畜産関係施設等に立ち入った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置			
●当日に他の畜産関係施設等及び大臣指定地域に立ち入った者（※）並びに過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。	はい	いいえ	
※農場の従事者、家畜防疫員、獣医師、家畜人工授精師、飼料運搬業者等は除く。			
記入欄（今後の改善方針）			
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）			
15 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等			
●衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせている。	はい	いいえ	
※立ち入る者が消毒機器を携行し、消毒している場合を除く。			
記入欄（はいの場合） 消毒設備：設置されたスプレー 衛生管理区域専用の手袋の着用 その他（ ）			
記入欄（今後の改善方針）			
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）			

16 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用

●衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し、立ち入る者に対し、これらを着実に着用させている。

※立ち入る者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参し、当該衣服及び靴を着用する場合を除く。

はい	いいえ
----	-----

記入欄 (はいの場合)

従業員用：専用作業着 防護服 専用靴 ブーツカバー その他（ ）

来場者用：専用作業着 防護服 専用靴 ブーツカバー その他（ ）

●更衣による衛生管理区域への病原体の侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管している。さらに、更衣前後において利用する経路が交差しないよう一方通行とするなど必要な措置を講じている。

はい	いいえ
----	-----

記入欄 (はいの場合)

保管方法：屋内 屋外（専用保管箱） 屋外（ブルーシート等で被覆）

その他 ()

更衣による交差汚染を防止する措置の内容：

●衣服及び靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行っている。

はい	いいえ
----	-----

記入欄 (今後の改善方針)

家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）

17 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等

●衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、車両の消毒をさせている。

※立ち入る者が消毒機器を携行し、当該機器を使用して消毒している場合を除く。

はい	いいえ
----	-----

記入欄 (はい場合)

消毒設備：ゲート式車両消毒装置 プール式車両消毒装置 動力噴霧器 蓄圧式噴霧器
消石灰帯（幅 m） その他（ ）

●衛生管理区域に車両を入れる者に対し、当該農場専用のフロアマットの使用その他の方法により、車内における交差汚染を防止するための措置を講じている。

はい	いいえ
----	-----

記入欄（はいの場合）

措置の内容：農場専用のフロアマットの設置 降車時にブーツカバーを使用

その他 ()

記入欄 (今後の改善方針)

家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）

18 他の畜産関係施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置

●他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品は、原則、衛生管理区域内に持ち込んでいない。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講じている。

はい	いいえ	該当しない
----	-----	-------

記入欄 (はいの場合)

飼養衛生管理マニュアルへの記載の有無：あり なし

持ち込みした回数： 回

記入欄 (今後の改善方針)

家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）

19 海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置			
●過去四月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込んでいない。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講じている。	はい	いいえ	該当しない
記入欄（はいの場合） 飼養衛生管理マニュアルへの記載の有無：あり なし 持ち込みした回数： 回			
記入欄（今後の改善方針）			
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）			
20 飲用水の給与			
飼養する家畜には飲用に適した水を給与することとし、適さない水を給与する場合には、消毒して給与している。	はい	いいえ	該当しない
記入欄 使用している飲用水： 水道水 井戸水（異物混入：なし あり） 湧水（異物混入：なし あり） その他（ ） 水質検査：実施していない 実施している（年 回） 飲水消毒：実施していない 実施している			
記入欄（今後の改善方針）			
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）			
21 処理済みの飼料の利用（令和３年４月施行）			
●肉を扱う事業所等から排出された食品循環資源を原材料とする飼料を給与する場合には、適正に処理が行われたものを用いている。	はい	いいえ	該当しない
記入欄（はいの場合） 食品循環資源（※）の飼料原料としての調達：なし あり（具体名： ） 食品循環資源の収集方法：自分で収集 排出元が配達 食品循環資源の導入元： 動物由来品（※）の含有（可能性も含む）：不明 なし あり（具体名： ） 動物由来品が含有していることの記録（導入元との契約書類等）：なし あり（ ） 農場での加熱方法：鍋で煮る 蒸す 焼く その他（ ） 農場での加熱状況：温度 ℃、時間 分 農場での加熱状況の確認方法：温度計で手動計測（頻度 、計測部位 ） 自動計測 その他（ ） 農場での加熱状況の記録：なし あり（記録表 カレンダー その他（ ）） 攪拌方法：手動 自動 ※食品循環資源：食品製造副産物、余剰食品、調理残さ、食べ残し等をいう。 ※動物由来品：対象は、牛、豚等の偶蹄類肉、肉製品等（既に加熱されているか否かに関わらず）。 ただし、乳、乳製品、卵、卵製品、魚、及び魚製品等は除く。			
●加熱後の飼料を含む全ての飼料が加熱前の原材料等により交差汚染しないような措置を講じている。	はい	いいえ	該当しない
●加熱処理の行われていない飼料は衛生管理区域内に持ち込んでいない。	はい	いいえ	該当しない
記入欄（今後の改善方針）			
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）			

22 安全な資材の利用（令和3年4月施行）				
大臣指定地域において収穫された農産物等を自ら飼料、敷料等に利用する場合は、家畜保健衛生所に助言を求め、指導に従っている。	はい	いいえ	該当しない	
記入欄（はいの場合） 対象となる飼料、敷料等： 家畜防疫員の指導内容：加熱 消毒 一定期間の保管 その他（ ）				
記入欄（今後の改善方針）				
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）				
23 衛生管理区域への野生動物の侵入防止（令和2年11月施行）				
●衛生管理区域に野生動物が侵入しないよう防護柵（※）の設置その他必要な措置を講じている。 ※野生動物等のくぐり抜けを防止できるものに限る。放牧場等の屋外飼養施設では二重柵等の設置が必要。	はい	いいえ	該当しない	
記入欄（はいの場合） 侵入防止措置：防護柵（一重・二重） 塀 擁壁 壁 その他（ ）				
●定期的に当該設備の破損状況を確認し、破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕している。	はい	いいえ	該当しない	
●ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくすよう、防護柵周囲の除草その他の必要な措置を講じている。	はい	いいえ	該当しない	
農家記入欄（はいの場合） 具体的な措置の内容：除草剤の散布 草刈り その他（ ）				
記入欄（今後の改善方針）				
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）				
24 家畜を導入する際の健康観察等				
●他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元の農場等における家畜の伝染性疾患の発生状況、導入する家畜の健康状態の確認等を行い、健康な家畜を導入している。	はい	いいえ	該当しない	
●導入した家畜に家畜の伝染性疾患にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接触させないようにしている。	はい	いいえ	該当しない	
記入欄（はいの場合） 隔離方法：隔離畜舎 隔離畜房 その他（ ）				
記入欄（今後の改善方針）				
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）				
III 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止				
25 畜舎に立ち入る者の手指消毒等				
●畜舎の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、畜舎に出入りする際に手指の洗浄及び消毒をさせている。	はい	いいえ		
記入欄（はいの場合） 消毒設備：設置されたスプレー 畜舎専用の手袋の着用 その他（ ）				
記入欄（今後の改善方針）				
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）				

26 畜舎ごとと専用の衣服及び靴の設置並びに使用			
●畜舎ごとの専用の衣服（大臣指定地域に限る。）及び靴を設置し、畜舎に入る者に対し、これらを着実に着用させている。	はい	いいえ	
記入欄（はいの場合） 従業員用：専用作業着 防護服 専用靴 ブーツカバー その他（ ） 来場者用：専用作業着 防護服 専用靴 ブーツカバー その他（ ）			
●更衣を行う際に病原体が畜舎に侵入することがないように、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管している。さらに、更衣前後において利用する経路が交差しないよう一方通行とするなど必要な措置を講じている。	はい	いいえ	
記入欄（はいの場合） 保管方法：屋内 屋外（専用保管箱） 屋外（ブルーシート等で被覆） その他（ ） 更衣による交差汚染を防止する対策：			
●畜舎から家畜、堆肥等を搬出する際には、作業者の動線が畜舎の内外で交差しないよう、畜舎の内外で作業する者を分けている又は専用の靴の履替えその他の必要な措置を講じている。	はい	いいえ	
記入欄（はいの場合） 措置の内容：畜舎の内外で作業する者を分けている 専用靴の履替え その他（ ）			
●衣服又は靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行っている。	はい	いいえ	
記入欄（今後の改善方針）			
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）			
27 器具の定期的な清掃又は消毒等			
●飼養管理に使用する器具の清掃又は消毒を定期的に行っている。	はい	いいえ	
●注射針、人工授精用器具その他体液が付着する物品を使用する際は、注射針にあっては少なくとも畜房ごとに、人工授精用器具その他の物品にあっては一头ごとに交換又は消毒をしている。	はい	いいえ	該当しない
記入欄（今後の改善方針）			
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）			
28 畜舎外での病原体による汚染防止			
●家畜の飼養管理に必要なでない物品を畜舎に持ち込んでいない。	はい	いいえ	
●（大臣指定地域の場合）家畜を畜舎間で移動する際、屋根、壁等により野生動物などによる病原体の侵入を防止できる畜舎間通路、洗浄及び消毒済みケージ、リフト等を使用している。	はい	いいえ	該当しない
記入欄（はいの場合） 措置の内容：畜舎間通路 ケージ リフト その他（ ）			
●（大臣指定地域の場合）畜舎に重機、一輪車等を持ち込む場合には、畜舎の出入口付近において洗浄及び消毒をしている。	はい	いいえ	該当しない
記入欄（今後の改善方針）			
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）			

29 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕並びに大臣指定地域における放牧場についての取組（令和2年11月施行）

●野鳥等の野生動物の畜舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等への侵入を防止することができる防鳥ネットその他の設備を設置している。	はい	いいえ
---	----	-----

記入欄

■畜舎内への侵入防止対策

なし ウインドレス（隙間：なし あり（対策： ） ）
 壁または窓（破損：なし あり（対策： ） ）
 ネット（網目： cm、破損：なし あり（対策： ） ）
 金網（網目： cm、破損：なし あり（対策： ） ）
 消石灰帯（設置：なし あり（幅 m） ） その他（ ）

■排せつ物保管場所の対策

（1）排せつ物処理方法：堆積 コンポスト 共同処理施設への搬出 その他（ ）

（2）野生動物の侵入防止対策

なし 屋内保管（隙間：なし あり（対策： ） ）
 ネット（網目： cm、破損：なし あり（対策： ） ）
 ブルーシート その他（ ）

■飼料の保管場所の対策

なし 屋内保管（隙間：なし あり（対策： ） ）

■資材の保管場所の対策

なし 屋内保管（隙間：なし あり（対策： ） ）
 蓋付容器 ネット（網目： cm、破損：なし あり（対策： ） ）
 ブルーシート その他（ ）

■死体の保管場所の対策

●死体の処理 豚（子豚）：化製処理 その他（ ）
 豚（肥育前期）：化製処理 その他（ ）
 豚（肥育後期及び繁殖豚）：化製処理 その他（ ）

●死体の保管

なし 屋内保管（隙間：なし あり（対策： ） ） コンテナ 蓋付容器
 ネット（網目： cm、破損なし あり（対策： ） ）
 ブルーシート その他（ ）

■その他（必要に応じて記載）

施設の種類：
 具体的な侵入防止対策：

●定期的に設備の破損状況を確認し、破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕している	はい	いいえ
--	----	-----

●（大臣指定地域の場合）放牧場について給餌場所における防鳥ネットの設置及び家畜を収容できる避難用の設備を確保している。	はい	いいえ	該当しない
---	----	-----	-------

記入欄（はいの場合）

給餌場所の防鳥ネットの設置
 ：なし あり（網目： cm、破損：なし あり（対策： ） ）
 家畜を収容できる避難用の設備の確保：あり なし

記入欄（今後の改善方針）

家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）

30 給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止

●畜舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講じている。	はい	いいえ
---	----	-----

記入欄（今後の改善方針）

家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）

31 ねずみ及び害虫の駆除			
●ねずみ及びはえ等の害虫の駆除を行うために殺そ剤及び殺虫剤の散布、粘着シートの設置その他の必要な措置を講じている。	はい	いいえ	
記入欄（はいの場合） ねずみの駆除対策：殺鼠剤 粘着シート その他（ ） 害虫の駆除対策：殺虫剤 粘着シート アブトラップ その他（ ）			
●畜舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅滞なくその破損個所を修繕している。	はい	いいえ	
記入欄（今後の改善方針）			
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）			
32 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒			
●衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくしている。	はい	いいえ	
●病原体が残存しないよう不要な資材等の処分、除草等を行うとともに、資材、機材等を整理整頓し、敷地を定期的に消毒している。	はい	いいえ	
記入欄 雑草等の除草の頻度：年1回 半年に1回 月1回 週1回 その他（ ） 整理整頓されていない資材等の有無：あり なし			
記入欄（今後の改善方針）			
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）			
33 畜舎等施設の清掃及び消毒			
●畜舎その他の衛生管理区域内にある施設を飼養衛生管理マニュアルに基づき定期的に清掃及び消毒している。	はい	いいえ	
記入欄（今後の改善方針）			
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）			
34 毎日の健康観察			
●毎日、飼養する家畜の健康観察（出生及び死亡の状況並びに異状の有無を含む。）を行っている。	はい	いいえ	
記入欄（今後の改善方針）			
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）			

IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止			
35 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等			
●衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、退出する者に対し手指の洗浄及び消毒をさせている。 ※退出する者が消毒機器を携行し、消毒している場合を除く。	はい	いいえ	
記入欄（はいの場合）※項目15 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等と同じ場合、記載不要 消毒設備：設置されたスプレー その他（ ）			
記入欄（今後の改善方針）			
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）			
36 衛生管理区域から退出する車両の消毒			
●衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、車両を出す者に対し車両の消毒をさせている。 ※退出する者が消毒機器を携行し、当該機器を使用し消毒している場合を除く。	はい	いいえ	
記入欄（はいの場合）※項目17 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等と同じ場合、記載不要 設置状況：ゲート式車両消毒装置 プール式車両消毒装置 動力噴霧器 蓄圧式噴霧器 消石灰帯（幅 m） その他（ ）			
37 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等			
●家畜の排せつ物等の付着した又は付着したおそれのある物品を衛生管理区域から持ち出す場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講じている。	はい	いいえ	該当しない
記入欄（今後の改善方針）			
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）			
38 家畜の出荷又は移動時の健康観察			
●家畜を出荷等により農場外へ移動させる場合には、移動の直前に当該家畜の健康状態を確認している。	はい	いいえ	
●家畜の死体又は排せつ物を移動させる場合には、漏出が生じないようにしている。	はい	いいえ	
記入欄（はいの場合） 漏出防止方法（死体）：屋根付きトラック 蓋付き容器 ブルーシート その他（ ） 漏出防止方法（排せつ物）：蓋付き容器 ブルーシート その他（ ）			
記入欄（今後の改善方針）			
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）			

39 特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止		
●特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報することとしている。	はい	いいえ
記入欄（はいの場合） 従業員がいる場合の周知方法：飼養衛生管理マニュアル 貼紙 口頭周知 その他（ ）		
●農場からの家畜及びその死体、畜産物並びに排せつ物の出荷及び移動を行わないこととしている。	はい	いいえ
●衛生管理区域内にある物品を衛生管理区域外に持ち出さないこととしている。	はい	いいえ
記入欄（今後の改善方針）		
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）		
40 特定症状以外の異状が確認された場合の出荷及び移動の停止		
●特定症状以外の異状であって、家畜の死亡率の急激な上昇又は同様の症状を呈している家畜の増加が確認された場合には、直ちに獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導を受けている。	はい	いいえ
●（獣医師の診療若しくは指導又は家畜保健衛生所の指導があった場合）当該家畜が監視伝染病にかかっていないことが確認されるまでの間、農場からの家畜の出荷及び移動を行わないこととしている。	はい	いいえ
●（当該家畜が監視伝染病にかかっていることが確認された場合）家畜保健衛生所の指導に従うこととしている。	はい	いいえ
●（飼養する家畜にその他の特定症状以外の異状が確認された場合）速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めている。	はい	いいえ
記入欄（はいの場合） 従業員がいる場合の周知方法：飼養衛生管理マニュアル 貼紙 口頭周知 その他（ ）		
記入欄（今後の改善方針）		
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）		

※ 特定症状

1. 豚熱及びアフリカ豚熱を疑う症状

①耳翼、下腹部、四肢等に紫斑があること。

②同一の畜房内において、以下のいずれかの症状を示す豚等が一定期間（概ね一週間程度）に増加していること。ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかな場合等、豚熱及びアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合はこの限りではない。

（1）摂氏40度以上の発熱、元気消失、食欲減退

（2）便秘、下痢

（3）結膜炎

（4）歩行困難、後肢麻痺、けいれん

（5）削瘦、被毛粗剛、発育不良（いわゆる「ひね豚」）

（6）流死産等の異常産の発生

（7）血液凝固不全に起因した皮下出血、皮膚紅斑、天然孔からの出血、血便

③同一の畜舎内において、一定期間（概ね一週間程度）に複数の繁殖又は肥育に供する豚等が突然死亡すること。ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等豚熱及びアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りではない。

④血液検査を実施した場合において、同一の畜房内（一の畜房につき一の家畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内）において、複数の家畜に白血球数の減少（1万個未満/ μ l）又は好中球の核の左方移動が確認されること。ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかな場合等、豚熱及びアフリカ豚熱以外の事情によるものであることが明らかな場合はこの限りではない。

2. 口蹄疫を疑う症状

①39.0℃以上の発熱及び泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳の停止があり、かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房（以下「口腔内等」という。）に水疱、びらん、潰瘍又は癒痕（外傷に起因するものを除く。以下「水疱等」という。）があること（鹿にあっては、39.0℃以上の発熱があり、かつ、その口腔内等に水疱等があること）。

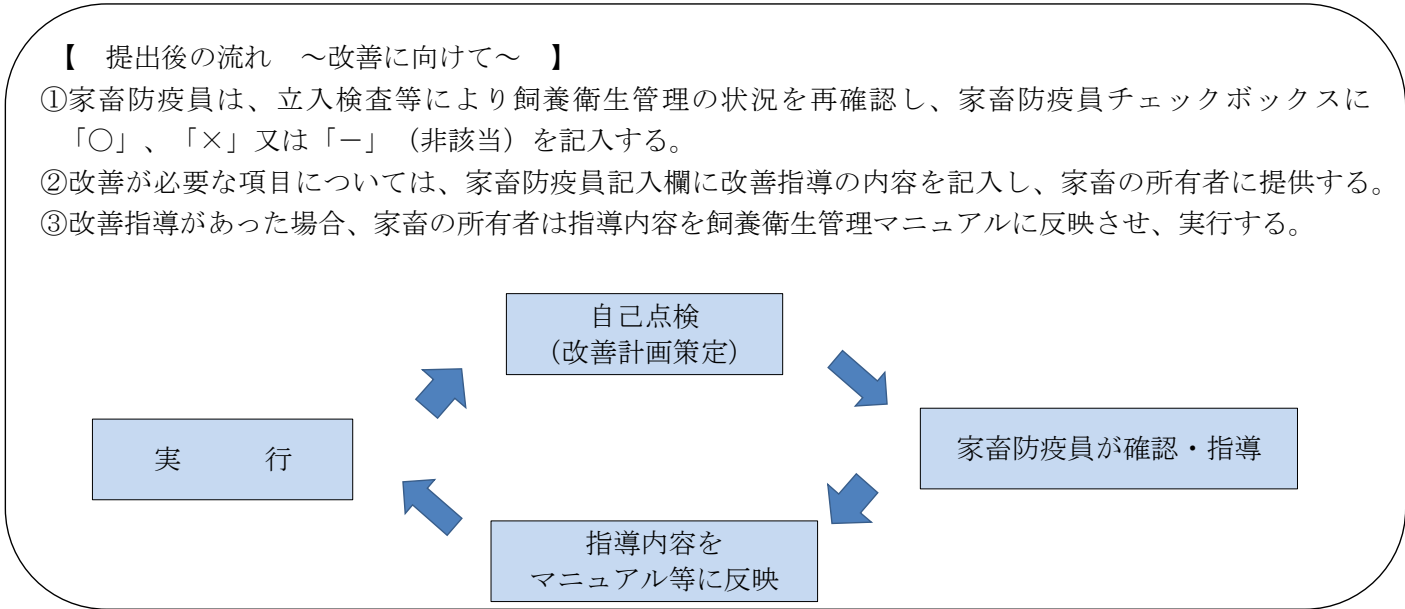
②同一の畜房内（1つの畜房につき1頭の家畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内）において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。

③同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜（1つの畜房につき1頭の哺乳畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜）が当日及びその前日の2日間において死亡すること。

ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風、水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。

2. 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況
(3) 鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥の場合

- ※記載方法
- ・自らの農場に関する飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況について、自己点検を行うこと。
 - ・1 から35までの各項目の設問に対し、自己点検の結果を元に「はい」、「いいえ」又は「該当しない」に丸を付けること。
 - ・「記入欄」がある設問には、措置の状況を記載又は該当する事項に丸を付けること。
 - ・「いいえ」と回答した項目については、記入欄に今後の改善方針を記載すること。



●飼養衛生管理基準の構成について
飼養衛生管理基準は全35項目あり、各項目を取組の目的ごとに以下のⅠ～Ⅳに体系化しながら、分類している。

- Ⅰ 家畜防疫に関する基本的事項【項目1～10】
- Ⅱ 衛生管理区域への病原体の侵入防止【項目11～19】
- Ⅲ 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止【項目20～29】
- Ⅳ 衛生管理区域外への病原体の拡散防止【項目30～35】

【参考】農場の各施設において関係する項目とその項目が防除の対象とする感染源（一覧表）

感染源		対策の実施場所（衛生管理区域内）				
分類	種類（代表例）	境界		敷地	関連施設	家きん舎
		入域時	出域時			
人	従業者、外部者	11 12 13 14	30			20 21
物品	車両、重機	15	31			23
	器具、機材	16 17	32 34	27	22	22 23
	飼料、敷料	18				18
野生動物	ねずみ、たぬき			27	24 25 26	24 25 26
	野鳥				24 25	24 25
	はえ、ダニ				24 26	24 26
飼養環境	土壌、粉塵			27	28	28
家きん	死体、排せつ物		33 34		24	24
	鶏その他家きん	19	33 34 35			29 34 35

I 家畜防疫に関する基本事項				家畜防疫員 チェック ボックス
1 家きんの所有者の責務				
●関係法令を遵守している。	はい	いいえ		
記入欄 内容を理解している関係法令： ・家畜伝染病予防法 ・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 ・獣医師法 ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 ・水質汚濁防止法 ・悪臭防止法 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律				
●農場の所在地で飼養されている家きんの所有者その他の畜産関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行っている。	はい	いいえ		
記入欄（はいの場合） 協力者：地域の他の家きんの所有者（飼養衛生管理者） 市町村 地域自衛防疫団体 その他（ ）				
●（所有者以外に飼養衛生管理者がある場合）飼養衛生管理者と常時連絡可能な体制を確保し、本基準に規定される取組について当該飼養衛生管理者に実施させている。	はい	いいえ	該当しない	
記入欄（はいの場合） 連絡体制：携帯電話 事務所電話 メール F A X その他（ ）				
記入欄（今後の改善方針）				
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）				
2 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践				
●家畜保健衛生所等から提供される情報を必ず確認している。	はい	いいえ		
記入欄（はいの場合） 情報の把握方法：メール 広報誌 F A X ウェブサイト その他（ ）				
●家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握している。	はい	いいえ		
記入欄（はいの場合） 情報の把握方法：講習会（ ） ウェブサイト その他（ ）				
●家畜防疫に関する最新情報を踏まえ、防疫体制を含めて、自らの農場の飼養衛生管理の状況を定期的に点検し改善を図っている。	はい	いいえ		
記入欄（はいの場合） 点検の頻度：年1回 半年に1回 月1回 週1回 その他（ ）				
●農場の最新の防疫体制を確認できるよう、衛生管理区域及び消毒設備等の衛生対策設備の設置箇所を明示した農場の平面図を作成し、備えている。 （要 資料添付）	はい	いいえ		
●家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従っている。	はい	いいえ		
記入欄（今後の改善方針）				
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）				

3 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底（令和4年2月施行）			
●必要事項を規定した飼養衛生管理マニュアルを獣医師等の専門家の意見を反映させて、作成している。	はい	いいえ	
記入欄（はいの場合） マニュアルの作成に当たり意見を求めた者：家畜防疫員 担当の獣医師 その他（ ）			
●従事者及び外部事業者が飼養衛生管理マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講じている。	はい	いいえ	
記入欄（はいの場合） 周知方法：冊子の配布 看板の設置 その他（ ）			
●家さんの伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者へ周知徹底している。	はい	いいえ	
記入欄（はいの場合） 周知方法：飼養衛生管理マニュアル メール 電話 印刷物 口頭周知 その他（ ）			
記入欄（今後の改善方針）			
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）			
4 記録の作成及び保管			
以下に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。			
●衛生管理区域に立ち入った者（※1）の氏名及び住所又は所属、衛生管理区域への立入りの年月日、その目的（※2）及び消毒の実施の有無（車両を入れる者にとっては、当該車両の消毒の有無を含む。）	はい	いいえ	
不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設（観光牧場等）において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒等、病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は記録は不要である。※1当該農場の従事者を除く。 ※2所属等からその目的が明らかな場合を除く。			
●消毒の実施の記録については、衛生管理区域の出入口等に台帳を設置し、確実に記録させている。	はい	いいえ	
●（衛生管理区域に立ち入った者が過去一週間以内に海外から入国、又は帰国した場合）過去一週間以内に滞在した全ての国又は地域の名称及び当該国又は地域における畜産関係施設等への立入りの有無	はい	いいえ	該当しない
●（従事者が海外に渡航した場合）滞在期間及び国又は地域の名称	はい	いいえ	該当しない
●導入した家さんの種類、羽数、健康状態、導入元の農場等の名称及び導入の年月日	はい	いいえ	該当しない
●出荷又は移動を行った家さんの種類、羽数、健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称及び出荷又は移動の年月日	はい	いいえ	該当しない
●飼養する家さんの羽数、日齢、異状の有無、異状がある場合にあっては、その症状並びに獣医師による診療結果及び投薬その他の処置の状況	はい	いいえ	
●家畜保健衛生所、担当獣医師等からの農場指導の内容及び指導年月日	はい	いいえ	
記入欄（今後の改善方針）			
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）			

5 通報ルールの作成等（大規模所有者のみ）		
飼養する家きんが特定症状を呈していることを従業員が発見したとき、当該家きんの所有者及び飼養衛生管理者の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底している。（要 資料添付）	はい	いいえ
記入欄（はいの場合） 周知方法：飼養衛生管理マニュアル 貼紙 その他（ ）		
記入欄（今後の改善方針）		
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）		
6 獣医師等の健康管理指導		
●家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている担当の獣医師又は診療施設を定め、定期的に当該獣医師又は診療施設から飼養する家きんの健康管理について指導を受けている。	はい	いいえ
記入欄（はいの場合） 担当の獣医師の氏名及び所属又は担当の診療施設の名称： 指導（立入）頻度：年1回 半年に1回 月1回 週1回 その他（ ）		
記入欄（今後の改善方針）		
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）		
7 衛生管理区域の設定		
●農場に病原体の侵入及びまん延の防止を重点的に行う区域として衛生管理区域を設定し、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の場所が明確に分かるようにしている。	はい	いいえ
記入欄（はいの場合） 衛生管理区域境界の明確化方法： 消石灰帯（幅 m） 柵 ロープ 三角コーン 垣根（プランター） その他（ ）		
●衛生管理区域は、家きん舎、家きんに直接接触する物品の保管場所並びに家きんに直接触れた者が消毒並びに衣服及び靴の交換を行わずに行動する範囲の全てを網羅している。	はい	いいえ
※家きん舎の他に、飼料給与、清掃、家きんの出荷及び死亡家きんの管理等の一連の作業に関連する農場内の敷地の全てを衛生管理区域とすること。		
●出入口の数を必要最小限とし、家きん、資材、死体等の持込み又は持出し場所を可能な限り衛生管理区域の境界に位置するよう設定している。	はい	いいえ
記入欄（今後の改善方針）		
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）		
8 埋却等の準備		
●死体の処理に必要な埋却地の確保をしている、又は焼却若しくは化製のための準備措置を講じている。（要 資料添付）	はい	いいえ
記入欄（今後の改善方針）		
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）		

9 愛玩動物の飼育禁止		
衛生管理区域に愛玩動物を持込んでいない。また、衛生管理区域内で愛玩動物を飼育していない。 ※観光牧場等において、飼育場所を限定している場合は除く。	はい	いいえ
記入欄（今後の改善方針）		
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）		
10 密飼いの防止		
●家さんの健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家きんを飼養していない。（要 資料添付）	はい	いいえ
記入欄（今後の改善方針）		
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）		
II 衛生管理区域への病原体の侵入防止		
11 衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限		
●必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。さらに、衛生管理区域に立ち上った者が飼養する家きんに接触する機会を最小限とするよう必要な措置を講じている。 ※不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設（観光牧場等）において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒等、病原体の持込み及び持ち出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は、この限りではない。	はい	いいえ
記入欄（はの場合） 措置の内容：門 ロープ 立入禁止看板の設置 その他（ ）		
記入欄（今後の改善方針）		
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）		
12 他の畜産関係施設等に立ち上った者等が衛生管理区域に立ち入る際の措置		
●当日に他の畜産関係施設等に立ち上った者（※）並びに過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。 ※農場の従事者、家畜防疫員、獣医師、飼料運搬業者等は除く。	はい	いいえ
記入欄（今後の改善方針）		
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）		
13 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等		
●衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせている。 ※立ち入る者が消毒機器を携行し、消毒している場合を除く。	はい	いいえ
記入欄（はの場合） 消毒設備：設置されたスプレー 衛生管理区域専用の手袋の着用 その他（ ）		
記入欄（今後の改善方針）		
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）		

14 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用			
●衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し、立ち入る者に対し、これらを着実に着用させている。 ※立ち入る者が当該衛生管理区域専用の衣服及び靴を持参し、当該衣服及び靴を着用する場合を除く。		はい	いいえ
記入欄（はいの場合） 従業員用：専用作業着 防護服 専用靴 ブーツカバー その他（ ） 来場者用：専用作業着 防護服 専用靴 ブーツカバー その他（ ）			
●更衣による衛生管理区域への病原体の侵入を防ぐため、着脱前後の衣服及び靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管している。さらに、更衣前後において利用する経路が交差しないう一方通行とするなど必要な措置を講じている。		はい	いいえ
記入欄（はいの場合） 保管方法：屋内 屋外（専用保管箱） 屋外（ブルーシート等で被覆） その他（ ） 更衣による交差汚染を防止する措置の内容：			
●衣服及び靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行っている。		はい	いいえ
記入欄（今後の改善方針）			
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）			
15 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等			
●衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、車両の消毒をさせている。 ※立ち入る者が消毒機器を携行し、当該機器を使用して消毒している場合を除く。		はい	いいえ
記入欄（はい場合） 消毒設備：ゲート式車両消毒装置 プール式車両消毒装置 動力噴霧器 蓄圧式噴霧器 消石灰帯（幅 m） その他（ ）			
●衛生管理区域に車両を入れる者に対し、当該農場専用のフロアマットの使用その他の方法により、車内における交差汚染を防止するための措置を講じている。		はい	いいえ
記入欄（はいの場合） 措置の内容：農場専用のフロアマットの設置 降車時にブーツカバーを使用 その他（ ）			
記入欄（今後の改善方針）			
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）			
16 他の畜産関係施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置			
●他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品は、原則、衛生管理区域内に持ち込んでいない。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講じている。		はい	いいえ 該当しない
記入欄（はいの場合） 飼養衛生管理マニュアルへの記載の有無：あり なし 持ち込みした回数： 回			
記入欄（今後の改善方針）			
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）			

17 海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置					
●過去二月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込んでいない。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講じている。		はい	いいえ	該当しない	
記入欄（はいの場合） 飼養衛生管理マニュアルへの記載の有無：あり なし 持ち込みした回数： 回					
記入欄（今後の改善方針）					
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）					
18 飲用水の給与					
飼養する家さんには飲用に適した水を給与することとし、適さない水を給与する場合には、消毒して給与している。		はい	いいえ	該当しない	
記入欄 使用している飲用水： 水道水 井戸水（異物混入：なし あり） 湧水（異物混入：なし あり） その他（ ） 水質検査：実施していない 実施している（年 回） 飲水消毒：実施していない 実施している					
記入欄（今後の改善方針）					
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）					
19 家さんを導入する際の健康観察等					
●他の農場等から家さんを導入する場合には、導入元の農場等における家さんの伝染性疾患の発生状況、導入する家さんの健康状態の確認等を行い、健康な家さんを導入している。		はい	いいえ	該当しない	
●導入した家さんに家さんの伝染性疾患にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家さんと直接接触させないようにしている。		はい	いいえ	該当しない	
記入欄（はいの場合） 隔離方法：隔離ケージ オールアウト後の家きん舎 その他（ ）					
記入欄（今後の改善方針）					
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）					
III 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止					
20 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等					
●家きん舎の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、家きん舎に出入りする際に手指の洗浄及び消毒をさせている。			はい	いいえ	
記入欄（はいの場合） 消毒設備：設置されたスプレー 畜舎専用の手袋の着用 その他（ ）					
記入欄（今後の改善方針）					
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）					

21 家きん舎ごと専用の靴の設置並びに使用

●家きん舎ごとの専用の靴を設置し、家きん舎に入る者に対し、これらを着実に着用させている。

はい	いいえ
----	-----

記入欄 (はいの場合)

従業員用：専用靴
来場者用：専用靴

ブーツカバー
ブーツカバー

その他 ()
その他 ()

●履替えを行う際に病原体が家きん舎に侵入することがないように、着脱前後の靴をすのこ、分離板等で場所を離して保管している。さらに、履替え前後において利用する経路が交差しないよう一方通行とするなど必要な措置を講じている。

はい	いいえ
----	-----

記入欄 (はいの場合)

保管方法：屋内（専用保管箱） 屋外（ブルーシート等で被覆）
その他（ ）

更衣による交差汚染を防止する対策：

●家きん舎から家きん、堆肥等を搬出する際には、作業者の動線が家きん舎の内外で交差しないよう、家きん舎の内外で作業する者を分けている又は専用の靴の履替えその他の必要な措置を講じている。

はい	いいえ
----	-----

記入欄（けいの場合）

措置の内容：家きん舎の内外で作業する者を分けている
その他（）

専用靴の履替え

●靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行っている。

はい	いいえ
----	-----

記入欄（今後の改善方針）

家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）

22 器具の定期的な清掃又は消毒等

●飼養管理に使用する器具の清掃又は消毒を定期的に行っている。

はい	いいえ
----	-----

記入欄（今後の改善方針）

家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）

23 家きん舎外での病原体による汚染防止

●家きんの飼養管理に必要な物品を家きん舎に持ち込んでいない。

はい	いいえ
----	-----

記入欄（今後の改善方針）

家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）

24 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕（令和3年10月施行）

●野鳥等の野生動物の家きん舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等への侵入を防止することができる防鳥ネットその他の設備を設置している。

はい いいえ

記入欄

■家きん舎内への侵入防止対策

なし ウィンドレス（隙間：なし あり（対策： ） ）
 壁または窓（破損：なし あり（対策： ） ）
 ネット（網目： cm、破損：なし あり（対策： ） ）
 金網（網目： cm、破損：なし あり（対策： ） ）
 消石灰帯（設置：なし あり（幅 m） ） その他（ ）

■排せつ物保管場所の対策

（1）排せつ物処理方法：堆積 コンポスト 共同処理施設への搬出 その他（ ）

（2）野生動物の侵入防止対策

なし 屋内保管（隙間：なし あり（対策： ） ）
 ネット（網目： cm、破損：なし あり（対策： ） ）
 ブルーシート その他（ ）

■飼料の保管場所の対策

なし 屋内保管（隙間：なし あり（対策： ） ）

■資材の保管場所の対策

なし 屋内保管（隙間：なし あり（対策： ） ）
 蓋付容器 ネット（網目： cm、破損：なし あり（対策： ） ）
 ブルーシート その他（ ）

■死体の保管場所の対策

●死体の処理 焼却処理 その他（ ）

●死体の保管

なし 屋内保管（隙間：なし あり（対策： ） ） コンテナ 蓋付容器
 ネット（網目： cm、破損なし あり（対策： ） ）
 ブルーシート その他（ ）

■その他（必要に応じて記載）

施設の種類：
 具体的な侵入防止対策：

●定期的に当該設備の破損状況を確認し、破損がある場合には、遅滞なくその破損箇所を修繕している

はい いいえ

記入欄（今後の改善方針）

家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）

25 給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止

●家きん舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講じている。

はい いいえ

記入欄（今後の改善方針）

家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）

26 ねずみ及び害虫の駆除			
●ねずみ及びはえ等の害虫の駆除を行うために殺そ剤及び殺虫剤の散布、粘着シートの設置その他の必要な措置を講じている。		はい	いいえ
記入欄（はいの場合） ねずみの駆除対策：殺鼠剤 粘着シート その他（ ） 害虫の駆除対策：殺虫剤 粘着シート アブトラップ その他（ ）			
●家きん舎の屋根又は壁面に破損がある場合には、遅滞なくその破損個所を修繕している。		はい	いいえ
記入欄（今後の改善方針）			
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）			
27 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒			
●衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくしている。		はい	いいえ
●病原体が残存しないよう不要な資材等の処分、除草等を行うとともに、資材、機材等を整理整頓し、敷地を定期的に消毒している。		はい	いいえ
記入欄 雑草等の除草の頻度：年1回 半年に1回 月1回 週1回 その他（ ） 整理整頓されていない資材等の有無：あり なし			
記入欄（今後の改善方針）			
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）			
28 家きん舎等施設の清掃及び消毒			
●家きん舎その他の衛生管理区域内にある施設を飼養衛生管理マニュアルに基づき定期的に清掃及び消毒している。		はい	いいえ
記入欄（今後の改善方針）			
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）			
29 毎日の健康観察			
●毎日、飼養する家きんの健康観察（ふ化及び死亡の状況並びに異状の有無を含む。）を行っている。		はい	いいえ
記入欄（今後の改善方針）			
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）			

IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止			
30 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等			
●衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、退出する者に対し手指の洗浄及び消毒をさせている。 ※立ち入る者が消毒機器を携行し、消毒している場合を除く。		はい	いいえ
記入欄（はいの場合）※項目13 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等と同じ場合、記載不要 消毒設備：設置されたスプレー その他（ ）			
記入欄（今後の改善方針）			
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）			
31 衛生管理区域から退出する車両の消毒			
●衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、退出する者に対し手指の洗浄及び消毒をさせている。 ※退出する者が消毒機器を携行し、消毒している場合を除く。		はい	いいえ
記入欄（はいの場合）※項目15 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等と同じ場合、記載不要 設置状況：ゲート式車両消毒装置 プール式車両消毒装置 動力噴霧器 蓄圧式噴霧器 消石灰帯（幅 m） その他（ ）			
32 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等			
●家さんの排せつ物等の付着した又は付着したおそれのある物品を衛生管理区域から持ち出す場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講じている。		はい	いいえ 該当しない
記入欄（今後の改善方針）			
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）			
33 家さんの出荷又は移動時の健康観察			
●家さんを出荷等により農場外へ移動させる場合には、移動の直前に当該家さんの健康状態を確認している。		はい	いいえ
●家さんの死体又は排せつ物を移動させる場合には、漏出が生じないようにしている。		はい	いいえ
記入欄（はいの場合） 漏出防止方法（死体）：屋根付きトラック 蓋付き容器 ブルーシート その他（ ） 漏出防止方法（排せつ物）：蓋付き容器 ブルーシート その他（ ）			
記入欄（今後の改善方針）			
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）			

2. 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況

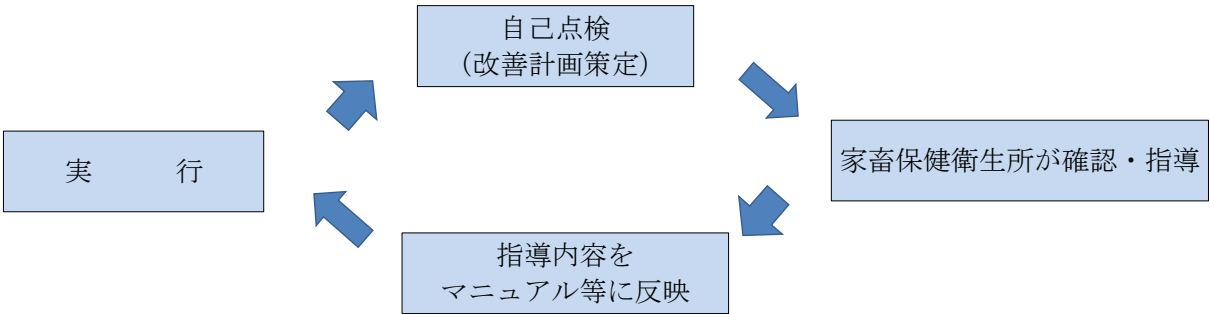
(4) 馬の場合

※記載方法

- ・自らの農場に関する飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況について、自己点検を行うこと。
- ・1 から28までの各項目の設問に対し、自己点検の結果を元に「はい」、「いいえ」又は「該当しない」に丸を付けること。
- ・「記入欄」がある設問には、措置の状況を記載又は該当する事項に丸を付けること。
- ・「いいえ」と回答した項目については、記入欄に今後の改善方針を記載すること。

【 提出後の流れ ～改善に向けて～ 】

- ①家畜防疫員は、立入検査等により飼養衛生管理の状況を再確認し、家畜防疫員チェックボックスに「○」、「×」又は「－」（非該当）を記入する。
- ②改善が必要な項目については、家畜防疫員記入欄に改善指導の内容を記入し、家畜の所有者に提供する。
- ③改善指導があった場合、家畜の所有者は指導内容を飼養衛生管理マニュアルに反映させ、実行する。



●飼養衛生管理基準の構成について

飼養衛生管理基準は全28項目あり、各項目を取組の目的ごとに以下のⅠ～Ⅳに体系化しながら、分類している。

- Ⅰ 家畜防疫に関する基本的事項【項目1～6】
- Ⅱ 衛生管理区域への病原体の侵入防止【項目7～14】
- Ⅲ 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止【項目15～23】
- Ⅳ 衛生管理区域外への病原体の拡散防止【項目24～28】

【参考】農場の各施設において関係する項目とその項目が防除の対象とする感染源（一覧表）

感染源		対策の実施場所（衛生管理区域内）				
分類	種類（代表例）	境界		敷地	関連施設	厩舎
		入域時	出域時			
人	従業者、外部者	7 8 9	24			15 16
物品	車両、重機	10	25			18
	器具、機材	11 12	26	18	17	17 18
	飼料、敷料	13				13
野生動物	ねずみ、たぬき			21	19 20	19 20
	野鳥				19 20	19 20
	はえ、ダニ				19	19
飼養環境	土壌、粉塵			21	22	22
馬	死体、排せつ物		27		19	19
	馬	14	27 28			23 28

I 家畜防疫に関する基本事項				家畜防疫員 チェック ボックス
1 馬の所有者の責務				
●関係法令を遵守している。	はい	いいえ		
記入欄 内容を理解している関係法令： ・家畜伝染病予防法 ・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律 ・獣医師法 ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律 ・水質汚濁防止法 ・悪臭防止法 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・化製場等に関する法律 ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律				
●農場の所在地域で飼養されている馬の所有者その他の関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行っている。	はい	いいえ		
記入欄（はいの場合） 協力者：地域の他の馬の所有者（飼養衛生管理者） 市町村 地域自衛防疫団体 その他（ ）				
●（所有者以外に飼養衛生管理者がある場合）飼養衛生管理者と常時連絡可能な体制を確保し、本基準に規定される取組について当該飼養衛生管理者に実施させている。	はい	いいえ	該当しない	
記入欄（はいの場合） 連絡体制：携帯電話 事務所電話 メール F A X その他（ ）				
記入欄（今後の改善方針）				
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）				
2 家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践				
●家畜保健衛生所等から提供される情報を必ず確認している。	はい	いいえ		
記入欄（はいの場合） 情報の把握方法：メール 広報誌 F A X ウェブサイト その他（ ）				
●家畜保健衛生所等が開催する家畜衛生に関する講習会への参加、農林水産省のウェブサイトの閲覧等を通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握している。	はい	いいえ		
記入欄（はいの場合） 情報の把握方法：講習会（ ） ウェブサイト その他（ ）				
●家畜防疫に関する最新情報を踏まえ、防疫体制を含めて、自らの農場の飼養衛生管理の状況を定期的に点検し改善を図っている。	はい	いいえ		
記入欄（はいの場合） 点検の頻度：年1回 半年に1回 月1回 週1回 その他（ ）				
●農場の最新の防疫体制を確認できるよう、衛生管理区域及び消毒設備等の衛生対策設備の設置箇所を明示した農場の平面図を作成し、備えている。 （要 資料添付）	はい	いいえ		
●家畜保健衛生所が行う検査を受け、指導に従っている。	はい	いいえ		
記入欄（今後の改善方針）				
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）				

3 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底（令和4年2月施行）			
●必要事項を規定した飼養衛生管理マニュアルを獣医師等の専門家の意見を反映させて、作成している。	はい	いいえ	
記入欄（はいの場合） マニュアルの作成に当たり意見を求めた者：家畜防疫員 担当の獣医師 その他（ ）			
●従事者及び外部事業者が飼養衛生管理マニュアルを遵守するよう、当該マニュアルを印字した冊子の配布、看板の設置その他の必要な措置を講じている。	はい	いいえ	
記入欄（はいの場合） 周知方法：冊子の配布 看板の設置 その他（ ）			
●馬の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を従事者及び外部事業者へ周知徹底している。	はい	いいえ	
記入欄（はいの場合） 周知方法：飼養衛生管理マニュアル メール 電話 印刷物 口頭周知 その他（ ）			
記入欄（今後の改善方針）			
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）			
4 記録の作成及び保管			
以下に掲げる事項に関する記録を作成し、少なくとも1年間保存している。			
●衛生管理区域に立ち入った者（※1）の氏名及び住所又は所属、衛生管理区域への立入りの年月日、その目的（※2）及び消毒の実施の有無（車両を入れる者にとっては、当該車両の消毒の有無を含む。）	はい	いいえ	
不特定かつ多数の者が立ち入ることが想定される施設（観光牧場等）において、衛生管理区域の出入口における手指及び靴の消毒等、病原体の持込み及び持出しを防止するための規則をあらかじめ作成し、家畜防疫員が適切なものであることを確認した場合は記録は不要である。※1当該農場の従事者を除く。 ※2所属等からその目的が明らかな場合を除く。			
●消毒の実施の記録については、衛生管理区域の出入口等に台帳を設置し、確実に記録させている。	はい	いいえ	
●（衛生管理区域に立ち入った者が過去一週間以内に海外から入国、又は帰国した場合）過去一週間以内に滞在した全ての国又は地域の名称及び当該国又は地域における畜産関係施設等への立入りの有無	はい	いいえ	該当しない
●（従事者が海外に渡航した場合）滞在期間及び国又は地域の名称	はい	いいえ	該当しない
●導入した馬の種類、頭数、健康状態、導入元の農場等の名称及び導入の年月日	はい	いいえ	該当しない
●出荷又は移動を行った馬の種類、頭数、健康状態、出荷又は移動先の農場等の名称及び出荷又は移動の年月日	はい	いいえ	該当しない
●飼養する馬の頭数、月齢、異状の有無、異状がある場合にあっては、その症状並びに獣医師による診療結果及び投薬その他の処置の状況	はい	いいえ	
●家畜保健衛生所、担当獣医師等からの農場指導の内容及び指導年月日	はい	いいえ	
記入欄（今後の改善方針）			
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）			

[illegible]

8 他¹の馬²の飼養施設等³に立ち入った者等⁴が衛生管理区域⁵に立ち入る際の措置⁶

●当日に他の馬の飼養施設等に立ち入った者（※）並びに過去一週間以内に海外から入国し、又は帰国した者を衛生管理区域に立ち入らせないようにしている。

はい	いいえ
----	-----

※農場の従事者、家畜防疫員、獣医師、装蹄師、飼料運搬業者等は除く。

記入欄 (今後の改善方針)

9 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等

●衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、当該消毒設備を利用して手指の洗浄及び消毒をさせている。

はい	いいえ
----	-----

※立ち入る者が消毒機器を携行し、消毒している場合を除く。

記入欄 (はいの場合)

消毒設備：設置されたスプレー 衛生管理区域専用の手袋の着用 その他（ ）

記入欄（今後の改善方針）

10 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等

●衛生管理区域の入口付近に消毒設備を設置し、車両の消毒をさせている。

※立ち入る者が消毒機器を携行し、当該機器を使用して消毒している場合を除く

はい	いいえ
----	-----

記入欄 (はい場合)

消毒設備：ゲート式車両消毒装置 プール式車両消毒装置 動力噴霧器 蓄圧式噴霧器
消石灰帯（幅 m） その他（ ）

記入欄 (今後の改善方針)

11 他の馬の飼養施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置

●他の馬の飼養施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品は、原則、衛生管理区域内に持ち込んでいない。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講じている。

はい	いいえ	該当しない
----	-----	-------

記入欄 (はいの場合)

飼養衛生管理マニュアルへの記載の有無：あり なし

持ち込みした回数： 回

記入欄 (今後の改善方針)

12 海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置

●過去二月以内に海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込んでいない。やむを得ず持ち込む場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講じている。

はい	いいえ	該当しない
----	-----	-------

記入欄 (はいの場合)

飼養衛生管理マニュアルへの記載の有無：あり なし

持ち込みした回数： 回

記入欄（今後の改善方針）

家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）

13 飲用水の給与				
飼養する馬には飲用に適した水を給与することとし、適さない水を給与する場合には、消毒して給与している。	はい	いいえ	該当しない	
記入欄 使用している飲用水： 水道水 井戸水（異物混入：なし あり） 湧水（異物混入：なし あり） その他（ ） 水質検査：実施していない 実施している（年 回） 飲水消毒：実施していない 実施している				
記入欄（今後の改善方針）				
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）				
14 馬を導入する際の健康観察等				
●他の農場等から馬を導入する場合には、導入元の農場等における馬の伝染性疾病の発生状況、導入する馬の健康状態の確認等を行い、健康な馬を導入している。	はい	いいえ	該当しない	
●導入した馬に馬の伝染性疾病にかかっている可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の馬と直接接触させないようにしている。	はい	いいえ	該当しない	
記入欄（はいの場合） 隔離方法：隔離厩舎 隔離畜房 その他（ ）				
記入欄（今後の改善方針）				
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）				
III 衛生管理区域内における病原体による汚染拡大防止				
15 馬に立ち入る者の手指消毒等				
●厩舎の入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に対し、厩舎に出入りする際に手指の洗浄及び消毒をさせている。	はい	いいえ		
記入欄（はいの場合） 消毒設備：設置されたスプレー 厩舎専用の手袋の着用 その他（ ）				
記入欄（今後の改善方針）				
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）				
16 厩舎の入口における靴の交換又は消毒				
●厩舎ごとの専用の靴を設置し、厩舎に入る者に対し、これらを着実に着用させている又は靴の消毒をさせている。	はい	いいえ		
記入欄（はいの場合） 従業員用：専用靴 ブーツカバー 踏込消毒槽 その他（ ） 来場者用：専用靴 ブーツカバー 踏込消毒槽 その他（ ）				
●靴に排せつ物、汚泥等が付着した場合には、洗浄及び消毒を行っている。	はい	いいえ		
記入欄（今後の改善方針）				
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）				

17 器具の定期的な清掃又は消毒等					
●飼養管理に使用する器具の清掃又は消毒を定期的に行っている。				はい	いいえ
記入欄（今後の改善方針）					
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）					
18 厩舎外での病原体による汚染防止					
●馬の飼養管理に必要なでない物品を畜舎に持ち込んでいない。				はい	いいえ
記入欄（今後の改善方針）					
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）					
19 野生動物の侵入防止のための死体の適正な保管					
●馬の死体を保管する場合には、その保管場所への野生動物の侵入を防止するための措置を講じている。				はい	いいえ 該当しない
■死体の保管場所の対策 ●死体の処理：化製処理 その他（ ） ●死体の保管 なし 屋内保管（隙間：なし あり（対策： ） コンテナ 蓋付容器 ネット（網目： cm、破損なし あり（対策： ） ブルーシート その他（ ）					
記入欄（今後の改善方針）					
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）					
20 給餌設備、給水設備等への野生動物の排せつ物等の混入の防止					
●厩舎の給餌設備及び給水設備並びに飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないよう必要な措置を講じている。				はい	いいえ
記入欄（今後の改善方針）					
家畜保健衛生所記入欄（改善指導の内容）					

21 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒			
●衛生管理区域内は、ねずみ等の野生動物の隠れられる場所をなくしている。	はい	いいえ	
●病原体が残存しないよう不要な資材等の処分、除草等を行うとともに、資材、機材等を整理整頓し、敷地を定期的に消毒している。	はい	いいえ	
記入欄 雑草等の除草の頻度：年1回 半年に1回 月1回 週1回 その他（ ） 整理整頓されていない資材等の有無：あり なし			
記入欄（今後の改善方針）			
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）			
22 厩舎等施設の清掃及び消毒			
●厩舎その他の衛生管理区域内にある施設を飼養衛生管理マニュアルに基づき定期的に清掃及び消毒している。	はい	いいえ	
記入欄（今後の改善方針）			
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）			
23 毎日の健康観察			
●毎日、飼養する馬の健康観察（出生及び死亡の状況並びに異状の有無を含む。）を行っている。	はい	いいえ	
記入欄（今後の改善方針）			
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）			
IV 衛生管理区域外への病原体の拡散防止			
24 衛生管理区域から退出する者の手指消毒等			
●衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、退出する者に対し手指の洗浄及び消毒をさせている。 ※退出する者が消毒機器を携行し、消毒している場合を除く。	はい	いいえ	
記入欄（はいの場合）※項目9 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等と同じ場合、記載不要 消毒設備：設置されたスプレー その他（ ）			
記入欄（今後の改善方針）			
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）			
25 衛生管理区域から退出する車両の消毒			
●衛生管理区域の出口付近に消毒設備を設置し、車両を出す者に対し車両の消毒をさせている。 ※退出する者が消毒機器を携行し、当該機器を使用し消毒している場合を除く。	はい	いいえ	
記入欄（はいの場合）※項目10 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等と同じ場合、記載不要 設置状況：ゲート式車両消毒装置 プール式車両消毒装置 動力噴霧器 蓄圧式噴霧器 消石灰帯（幅 m） その他（ ）			
26 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等			
●馬の排せつ物等の付着した又は付着したおそれのある物品を衛生管理区域から持ち出す場合には、洗浄、消毒その他の必要な措置を講じている。	はい	いいえ	該当しない
記入欄（今後の改善方針）			
家畜防疫員記入欄（改善指導の内容、指導年月日）			

[illegible]

飼養衛生管理基準の添付書類一覧

1 農場の平面図（次のものを明示したもの）

- ① 衛生管理区域及びその出入口
- ② 消毒設備の設置箇所

2 必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにするとともに、衛生管理区域に立ち入った者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするために講じた措置の内容を記載した書面

【記載例】

- ・衛生管理区域の出入口付近に立看板を設置している
- ・衛生管理区域の出入口にゲートを設置し施錠している
- ・衛生管理区域の出入口に監視員を配置（又はモニターを設置）している

3 衛生管理区域の出入口付近に設置した消毒設備の種類を記載した書面

【記載例】

- ・衛生管理区域：動力噴霧器
- ・衛生管理区域：車両消毒ゲート及び踏込消毒槽

4 畜舎ごとの家畜の飼養密度（家畜の種類ごとに $\text{O m}^2/\text{頭（羽）}$ ）を記載した書面

畜舎ごとの家畜の飼養密度は、「家畜を収容している最小単位の区画の床面積÷収容頭数」により算出することを基本とする。例えば、

- ・区画ごとの床面積や収容頭数が同一でない場合には、「農場内の平均床面積÷平均収容頭数」により算出する
- ・同一農場で種豚、母豚、育成豚、肥育豚を飼養している場合には、それぞれについて算出する 等

5 埋却用地の確保の状況として次に掲げる事項を記載した書類

- ① 埋却用地の所在地
- ② 埋却用地が自己の所有する土地でない場合は、
 - イ その所有者の氏名又は名称
 - ロ 当該土地の利用に関する契約の内容
- ③ 埋却用地の面積・利用状況（※1）
- ④ 農場から埋却用地までの距離
- ⑤ 埋却用地の近隣住民その他の関係者への埋却の実施に関する説明の有無
- ⑥ ⑤の説明に対する当該関係者の承諾の有無
- ⑦ その他埋却の的確かつ迅速な実施のため参考となる事項

6 焼却・化製のための準備措置を講じている場合は、その状況として次に掲げる事項を記載した書類

- ① 焼却施設・化製場の名称・所在地
- ② 農場から焼却施設・化製場までの距離
- ③ 焼却施設・化製場の近隣住民その他の関係者への焼却・化製の実施に関する説明の有無
- ④ ③の説明に対する当該関係者の承諾の有無

7 埋却用地・焼却施設・化製場を確保していない場合は、これらを確保するための取組の状況を記載した書面

8 農場ごとに作成する飼養衛生管理マニュアル

9 大規模所有者（※2）（馬の所有者を除く。）の場合は、従業員が農林水産大臣の定める特定症状を確認した場合に家畜保健衛生所へ直ちに通報することを規定したものの写し

（※1）家畜の種類ごとに必要となる埋却地の標準面積

- ① 牛等の場合 5㎡／頭（月齢が満二十四月以上のものに限る。）
- ② 豚等の場合 0.9㎡／頭（月齢が満三月以上のものに限る。）
- ③ 家きんの場合 0.7㎡／100羽（日齢が満百五十日以上のものに限る。）

（※2）大規模所有者とは、次の頭羽数以上の家畜の所有者をいう。

- ① 成牛（次のイ・ロに該当するもの）の場合 200頭以上
イ 月齢が満17月以上の肥育牛（乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。）
ロ 月齢が満24月以上のその他の牛
- ② 育成牛等（次のイ・ロに該当するもの）の場合 3,000頭以上
イ 月齢が満4月以上満17月末満の肥育牛（乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。）
ロ 月齢が満4月以上満24月末満のその他の牛
- ③ 水牛・馬の場合 200頭以上
- ④ 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 3,000頭以上
- ⑤ 鶏・うずらの場合 10万羽以上
- ⑥ あひる・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 1万羽以上

令和 年 月 日

農林水産大臣 殿

都道府県知事 ○○ ○○

「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種報告について」（令和 年 月 日付け
消安第 号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき、下記のとおり報告する。

記

1. 家畜の飼養に係る衛生管理の状況

（1）定期報告状況

※単位の記載は不要

	牛		水牛	鹿	馬	めん羊	山羊	豚	いのしし
	乳用	肉用							
全農場数									
報告農場数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち大規模農場									
うち小規模農場									
うち上記以外									
未報告農場数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
提出率	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!

	鶏		あひる	うずら	きじ	だちょう	ほろほろ鳥	七面鳥	合計
	採卵	肉用							
全農場数									0
報告農場数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち大規模農場									
うち小規模農場									
うち上記以外									
未報告農場数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
提出率	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!

- ※ 当該年の家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第12条の4第1項の規定に基づき報告された数字を記載すること。
- ※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計すること。
- ※ 大規模農場とは、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号。以下「省令」という。）第21条の5第9号イからホまでに定める頭羽数以上の家畜を飼養する農場をいう。
- ※ 小規模農場とは、省令第21条の6に定める頭羽数の家畜を飼養する農場及び所有者をいう。
- ※ 乳用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告様式「1. 基本情報」の「乳用雌牛」を主として飼養している農場をいう。
- ※ 肉用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告様式「1. 基本情報」の「肥育牛」又は「肉用繁殖牛」を主として飼養している農場をいう。

(2) 家畜の種類及び頭羽数

※単位の記載は不要

	牛		水牛	鹿	馬	めん羊	山羊	豚	いのしし
	乳用	肉用							
報告頭羽数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち大規模農場									
うち小規模農場									
うち上記以外									

	鶏		あひる	うずら	きじ	だちょう	ほろほろ鳥	七面鳥
	採卵	肉用						
報告頭羽数	0	0	0	0	0	0	0	0
うち大規模農場								
うち小規模農場								
うち上記以外								

※ 当該年の法第12条の4第1項の規定に基づき報告された数字を記載すること。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、それぞれ飼養している家畜ごとに頭羽数を集計すること。

※ 大規模農場とは、省令第21条の5第9号イからホまでに定める頭羽数以上の家畜を飼養する農場をいう。

※ 小規模農場とは、省令第21条の6に定める頭羽数の家畜を飼養する農場及び所有者をいう。

※ 乳用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告様式「1. 基本情報」の「乳用雌牛」を主として飼養している農場をいう。

※ 肉用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告様式「1. 基本情報」の「肥育牛」又は「肉用繁殖牛」を主として飼養している農場をいう。

(3) 飼養衛生管理基準の遵守農場数 ※単位の記載は不要

① 乳用牛

対象農場数	0
うち大規模農場	0
うち上記以外	0

	1-①	1-②	1-③	2-①	2-②	2-③	2-④	2-⑤	3-①
遵守農場数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち大規模農場									
うち上記以外									
	3-②	3-③	4-①	4-②	4-③	4-④	4-⑤	4-⑥	4-⑦
遵守農場数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち大規模農場									
うち上記以外									
	4-⑧	5	6	7	8-①	8-②	8-③	9	10
遵守農場数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち大規模農場									
うち上記以外									
	11	12	13	14	15	16-①	16-②	16-③	17-①
遵守農場数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち大規模農場									
うち上記以外									
	17-②	18	19	20	21	22-①	22-②	23	24-①
遵守農場数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち大規模農場									
うち上記以外									
	24-②	25-①	25-②	26	27	28	29	30-①	30-②
遵守農場数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち大規模農場									
うち上記以外									
	31	32	33	34	35	36-①	36-②	37-①	37-②
遵守農場数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち大規模農場									
うち上記以外									
	37-③	38-①	38-②	38-③	38-④				
遵守農場数	0	0	0	0	0				
うち大規模農場									
うち上記以外									

② 肉用牛

対象農場数	0
うち大規模農場	0
うち上記以外	0

	1-①	1-②	1-③	2-①	2-②	2-③	2-④	2-⑤	3-①
遵守農場数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち大規模農場									
うち上記以外									
	3-②	3-③	4-①	4-②	4-③	4-④	4-⑤	4-⑥	4-⑦
遵守農場数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち大規模農場									
うち上記以外									
	4-⑧	5	6	7	8-①	8-②	8-③	9	10
遵守農場数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち大規模農場									
うち上記以外									
	11	12	13	14	15	16-①	16-②	16-③	17-①
遵守農場数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち大規模農場									
うち上記以外									
	17-②	18	19	20	21	22-①	22-②	23	24-①
遵守農場数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち大規模農場									
うち上記以外									
	24-②	25-①	25-②	26	27	28	29	30-①	30-②
遵守農場数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち大規模農場									
うち上記以外									
	31	32	33	34	35	36-①	36-②	37-①	37-②
遵守農場数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち大規模農場									
うち上記以外									
	37-③	38-①	38-②	38-③	38-④				
遵守農場数	0	0	0	0	0				
うち大規模農場									
うち上記以外									

④ 採卵鶏

対象農場数	0
うち大規模農場	0
うち上記以外	0

	1-①	1-②	1-③	2-①	2-②	2-③	2-④	2-⑤	3-①
遵守農場数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち大規模農場									
うち上記以外									
	3-②	3-③	4-①	4-②	4-③	4-④	4-⑤	4-⑥	4-⑦
遵守農場数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち大規模農場									
うち上記以外									
	4-⑧	5	6	7-①	7-②	7-③	8	9	10
遵守農場数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち大規模農場									
うち上記以外									
	11	12	13	14-①	14-②	14-③	15-①	15-②	16
遵守農場数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち大規模農場									
うち上記以外									
	17	18	19-①	19-②	20	21-①	21-②	21-③	21-④
遵守農場数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち大規模農場									
うち上記以外									
	22	23	24-①	24-②	25	26-①	26-②	27-①	27-②
遵守農場数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち大規模農場									
うち上記以外									
	28	29	30	31	32	33-①	33-②	34-①	34-②
遵守農場数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち大規模農場									
うち上記以外									
	34-③	35-①	35-②	35-③	35-④				
遵守農場数	0	0	0	0	0				
うち大規模農場									
うち上記以外									

⑤ 肉用鶏

対象農場数	0
うち大規模農場	0
うち上記以外	0

	1-①	1-②	1-③	2-①	2-②	2-③	2-④	2-⑤	3-①
遵守農場数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち大規模農場									
うち上記以外									
	3-②	3-③	4-①	4-②	4-③	4-④	4-⑤	4-⑥	4-⑦
遵守農場数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち大規模農場									
うち上記以外									
	4-⑧	5	6	7-①	7-②	7-③	8	9	10
遵守農場数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち大規模農場									
うち上記以外									
	11	12	13	14-①	14-②	14-③	15-①	15-②	16
遵守農場数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち大規模農場									
うち上記以外									
	17	18	19-①	19-②	20	21-①	21-②	21-③	21-④
遵守農場数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち大規模農場									
うち上記以外									
	22	23	24-①	24-②	25	26-①	26-②	27-①	27-②
遵守農場数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち大規模農場									
うち上記以外									
	28	29	30	31	32	33-①	33-②	34-①	34-②
遵守農場数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち大規模農場									
うち上記以外									
	34-③	35-①	35-②	35-③	35-④				
遵守農場数	0	0	0	0	0				
うち大規模農場									
うち上記以外									

⑥ 馬

対象農場数	0
うち大規模農場	0
うち上記以外	0

	1-①	1-②	1-③	2-①	2-②	2-③	2-④	2-⑤	3-①
遵守農場数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち大規模農場									
うち上記以外									
	3-②	3-③	4-①	4-②	4-③	4-④	4-⑤	4-⑥	4-⑦
遵守農場数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち大規模農場									
うち上記以外									
	4-⑧	5	6-①	6-②	6-③	7	8	9	10
遵守農場数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち大規模農場									
うち上記以外									
	11	12	13	14-①	14-②	15	16-①	16-②	17
遵守農場数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち大規模農場									
うち上記以外									
	18	19	20	21-①	21-②	22	23	24	25
遵守農場数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち大規模農場									
うち上記以外									
	26	27-①	27-②	28-①	28-②	28-③	28-④		
遵守農場数	0	0	0	0	0	0	0		
うち大規模農場									
うち上記以外									

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計し、遵守状況を確認すること（ただし、小規模農場に該当する畜種については集計しない）。

※ 対象農場とは、（1）における報告農場から小規模農場を除いた農場をいう。

※ 大規模農場とは、省令第21条の2第8号イからホまでに定める頭羽数以上の家畜を飼養する農場をいう。

※ 乳用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（省令別記様式第14号「1. 基本情報」）の「乳用雌牛」を主として飼養している農場をいう。

※ 肉用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（省令別記様式第14号「1. 基本情報」）の「肥育牛」及び「繁殖牛」を主として飼養している農場をいう。

2. 飼養衛生管理指導等計画の実施状況

(1) 飼養衛生管理指導等計画の見直し及び年間スケジュールの策定に係る検討状況

--

(2) サーベイランス結果の指導への活用状況

年月日	内容			

(3) 飼養衛生管理の指導等に係る取組（優良事例又は問題事例等）

(4) 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の進捗

年月日	地域	対象家畜	出席者数（人）	内容

(5) -①家畜防疫員の育成

年月日	参加者数（人）	研修等の内容

(5) -②飼養衛生管理者の研修又は提供資料

年月日	出席者数（人） （対象者数（人））	研修等の内容

(6) 協議会等の設立状況

設立年月日	協議会等名	内容

2. 飼養衛生管理指導等計画の実施状況

記載例

(1) 飼養衛生管理指導等計画の見直し及び年間スケジュールの策定に係る検討状況

令和3年度の、飼養衛生管理指導においては、豚熱発生を踏まえ、豚等の飼養農場を強化指導の対象とし、①衛生管理区域への専用衣服・靴の交換、②畜舎毎の靴の交換、③ねずみ・害虫の駆除対策を中心に巡回指導すると計画したところ。結果、指導前後で遵守状況が①〇%→〇%、②〇%→〇%、③〇%→〇%に向上。引き続き、指導計画に位置づけ、一層の徹底を指導予定。また、令和4年度は、令和3年度の〇〇協議会で得られた決議を踏まえ、〇〇組合と協力して〇〇の強化を推進することとしている。

(2) サーベイランス結果の指導への活用状況

年月日	内容
令和●年●月●日	家畜衛生便りにサーベイランス結果及び増加が懸念される疾病への対応の注意喚起を掲載（別添〇）。
令和●年●月●日	ウェブサイトにも〇〇を掲載（別添〇）し、家畜の所有者、関係団体及び市町村に周知。
令和●年●月●日	飼養衛生管理者メーリングアドレスを活用し、〇〇（別添〇）を周知した。
令和●年●月●日	市町村の広報誌に野生いのししの検査結果を掲載（別添〇）し、〇〇を注意喚起した。

(3) 飼養衛生管理の指導等に係る取組（優良事例又は問題事例等）

- 和子牛の事故原因を調査し、〇ケースに分類し、各ケースの対策を示したチラシを作成（別添〇）。
家畜防疫員と普及員が共同で繁殖農家を巡回し、各農家の事故の発生状況に合わせた対策を指導した。
- 飼養衛生管理基準の優良事例（別紙のとおり）

(4) 家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の進捗

年月日	地域	対象家畜	出席者数（人）	内容
令和●年●月●日	西区	牛	●	鳥獣対策に係る見識者を招き、野生動物からの感染を防止するポイントについて地域研修会開催

(5) -①家畜防疫員の育成

年月日	参加者数（人）	研修等の内容
令和●年●月●日	●	家畜衛生講習会（基本、牛、豚、鶏、疫学、海外悪性伝染病等）に参加
令和●年●月●日	●	家畜衛生研修会（細菌、ウイルス、病理、生化学）に参加
令和●年●月●日	●	養豚獣医師を招いて、生産性向上の指導ポイントに関するバンミーティングを実施
令和●年●月●日	●	畜産振興部局職員により、畜産経営に関する講習会を開催

(5) -②飼養衛生管理者の研修又は提供資料

年月日	出席者数（人） （対象者数（人））	研修等の内容
令和●年●月●日	●	飼養衛生管理基準の遵守のポイントについて解説
令和●年●月●日	●	越境性動物疾病（FMD, ASF等）の病性について解説
令和●年●月●日	●	ASFに関するリーフレットを配布
令和●年●月●日	●	家畜衛生のウェブサイト改変に伴い、URLをメール配信

(6) 協議会等の設立状況

設立年月日	協議会等名	内容
令和●年●月●日	●	野生いのししの捕獲及び経口ワクチンの散布に係る衛生対策
令和●年●月●日	●	肉を含む食品循環資源の適正利用の推進

3. 家畜防疫員の確保の状況

(単位：人)

総計 A+B+ C+D	獣 医 師																	獣医師以外の者 D	
	合計 A+B+ C	地 方 公 共 団 体											民 間 団 体				個人診療 C		
		計 A	都道府県								保健所	市町村	その他	計 B	農業共済団体	農業協同組合			その他
			本庁			地方農林事務所等	家畜保健衛生所	畜産試験場等	地方衛生研究所	食肉衛生検査所									
			家畜衛生関係	公衆衛生関係	その他														
0	0	0												0					

(令和 年4月1日現在)

※ 当該年の4月1日時点の各分野における家畜防疫員の任命数を記載すること。
※ 複数の分野の業務を行っている非常勤雇用については、主として行っている業務の所属員として集計すること。

4. (1) 法第12条の5の規定による指導及び助言、法第12条の6第1項の規定による勧告並びに同条第2項の規定による命令の実施状況

行政手続法の規定による指導・助言		法第12条の5の規定による指導・助言			法第12条の6第1項の規定による勧告			法第12条の6第2項の規定による命令			備 考
実農場数	延べ回数	実施年月日	対象	内 容	実施年月日	対象	内 容	実施年月日	対象	内 容	
				該当なし			該当なし			該当なし	
		(例) 令和2年 10月10日	肉用鶏 農場①	防鳥ネット等の設置の不備	(例) 令和2年 10月10日	肉用鶏 農場①	防鳥ネット等の設置の不備				(例) 法第12条の5の規定による指導・助言後の勧告を受けて改善措置を実施中
		合計： ○農場 ○回			合計： ○農場 ○回			合計： ○農場 ○回			

- ※ 各欄には、当該年の前年度における実施状況を記載すること。
(四半期ごとの報告に当たっては、報告日を含む過去3か月間の実施状況を記載すること。)
- ※ 法第12条の5の規定による指導及び助言、同法第12条の6第1項の規定による勧告並びに同条第2項の規定による命令を行った場合、1農場につき1行を使用すること。
- ※ 1回の農場立入りで複数の指導・助言を行った場合は、1回として集計すること。
- ※ 備考欄には、「勧告を受けて改善措置を実施中」等の指導・助言、勧告及び命令に係る経過記録等を記入すること。

4. （2）法第12条の6第2項の規定による命令の違反者の公表状況

対象者：

（農場名称）

（命令の対象者）

（農場の所在地）

（所有者/法3条の管理者）

違反者に対する法第12条の5の規定による指導及び助言、法第12条の6第1項の規定による勧告並びに同条第2項の規定による命令の実施状況		公表日	
実施 年月日	指導等の内容	公表方法	（例）県のHP（URL:）
（例） 令和2年 10月10日	堆肥舎の開放部への防鳥ネットの設置不備について、〇〇とするよう 具体策を例示して改善指導	公表内容	農場名称
	堆肥舎の開放部への防鳥ネットの設置不備について、●月●日時点で 改善が認められなかったことから、●月●日までに〇〇とするよう具 体策を例示して改善勧告		所在地
	堆肥舎の開放部への防鳥ネットの設置不備について、●月●日時点で 改善が認められなかったことから、●月●日までに〇〇とするよう具 体策を例示して改善命令		代表者名（所有者名）
			違反事由
			その他（例；関連農場、出荷先等）

※ 各欄には、当該年の前年度における実施状況を記載すること。
（四半期ごとの報告に当たっては、報告日を含む過去3か月間の実施状況を記載すること。）

■ 都道府県： ■ 農場の飼養家畜： 例) 豚 ■ 家畜の飼養規模： 例) 1,000頭	
■ 飼養衛生管理基準の該当項目を記入してください。なお、対象は全ての項目とします。 8. 衛生管理区域の設定	
■ 写真	<u>写真の説明</u> 貼付場所 (取扱が容易なサイズとしてください。) (原則、写真を貼付いただくとともに、必要に応じて説明資料、設計図等を添付してください。)
■ 取組内容の詳細	
■ 取組による改善状況等	

注 御報告いただいた優良事例、問題事例等は、各都道府県に紹介し、各農場において、衛生管理水準の向上に役立てていただきたいと考えていることから、御報告いただく内容については、公表内容を見た者が本事例に準じた取組を実施しやすいよう、分かりやすさを念頭においたものとしてください。